

村落社会における宮座の変容

——滋賀県中部広域市町村圏・信楽町・野洲町を中心として——

星 真理子

HOSHI Mariko

1. 宮座の研究

1) 概念定義

宮座という言葉は、西日本とりわけ近畿地方の村落社会においては、日常的に用いられている。従ってここでいう宮座とはどのようなものをまず限定する必要がある。宮座を定義する場合、その地域で宮座という言葉で表現されていると否にかかわらず、また宮座という言葉で表わされている内容がすなわち宮座であると捉えるのではない。その事象が定義に当てはまれば宮座であると考え、例えば宮座と呼んでいても定義にあてはまらなければ宮座とはいえない。

これまで宮座については、多くの定義や説明がなされてきているが、内容的に統一の見解は出されていない。そこで、本稿では代表的宮座論を展開した中山太郎氏と肥後和男氏の提示した定義を整理・紹介し、次に宮座が村落社会の中でどのように形態を変化させてきたかを歴史・経験的レベルではなく、むしろ類型としての宮座の形態とその移行を捉えた。

宮座を最初に学術語として用い、定義したのは中山太郎氏であった。中山氏は社会における宮座に眼をむけ「宮座の研究」(1924年)を当時の社会学雑誌に発表した。そこでは神事の座すなわち宮に存する座とは何か。またその組織とその権限、宮座の社会的位置などが扱われている。研究方法としては地方史誌を資料とし、伝承や慣行をとりいれたもので、現地調査の部分は開拓されな

かった。中山氏のいう宮座とは「その神社の祭儀、及び経営に関し、他の信徒(もくは氏子)に比較して、特別なる権限を有する氏子の組合」¹⁾のことである。そして宮座に共通する制度及び権限を八ヶ条ほど列挙している。

その後宮座の研究は肥後和男氏によって本格的になされた。広範囲にわたる調査研究を通じて『近江に於ける宮座の研究』で「座といわる、行事を伴ふ神事組合が宮座である」²⁾とし、更に『宮座の研究』で「この一座して神を祭ることこそ宮座の発生的な意味であり、やがてそうした行事を行う根底として氏子の間に一定の組織をみることになり、その組織に対してもやはり座という名称を与えたもの」³⁾と見解を深めた。またかれは近江の事例より、氏子一般に解放された宮座が存在することを明確にし、従来の「宮座とは特別な権限を持つ氏子の組合」という概念に相対した。つまり宮座といわれるものの中にも、明らかに座を形成し、また座の意義を持続しているにもかかわらず、特権組合と言えないものが少なくない。こういった場合、肥後氏は次の二つの方法をとることが可能であるとした。第一の方法は「特権組合たる座のみを純正の宮座として承応し、他はこれに準ずる擬似体として取扱うこと」第二の方法は、「その行事の内容に注目し、座と称すべき一定の行事を有するものは、すべて認めてこれを宮座としその中に特徴を有するものと然らざるものとを区別する方法」⁴⁾であり、肥後氏はこの第二の方法をとった。また宮座を「広く神社に於

ける一定秩序の下に行なわれる会合の事実たる面に重要性を置くことから、またこの新しき態度をとって村座⁵⁾の存在を主張しなければなら⁶⁾なくなつた」としている。つまり肥後氏はそれまで株座的なもののみを宮座とよび、これとは別に村座が存在するとしていたのに対し、村座の形態を重視し「ある神社の氏子が定時臨時に場所を定めて集合し、座席について神を祭る」と考え、そこへ座するには一定の資格が必要であることを指摘した。村座においても村人一般が自由に参加するのではない。決められた資格を得た有資格者のみが一座できるのである。特権を有するもの＝〈株座⁷⁾〉に対し特権を有しないもの＝〈村座⁸⁾〉とし、その上位概念として〈宮座〉としたのである。また株座と村座は社会の変化に伴い、前者から後者へと移行するとしている。以上が代表的宮座研究者である中山氏と肥後氏の宮座の定義である。

この他これまでに提出された主要な宮座の概念を検討(割愛)し、暫定的に宮座を次のように定義をした。宮座とは、当該の村落社会の中にある氏神の祭祀その他の運営に関して特別の役割を持つ人々(長男)で構成され、人々の意識や村落の社会構造に対してさまざまな影響を及ぼす祭祀組織とする。また株座・村座の別は以下である。まず株座は当該村落の村落社会に存する神社の氏子のうち、家筋・株を持つ家々が一定で、その一定の家々の長男によって宮座が構成され特別な地位・身分や権利・義務をもつ。次に村座は、氏子の長男全員によって宮座が構成されており、祭祀の役割などが特定の家に定まっていなものである。また宮座の成立と発展については、松本通晴氏のいうように「中世に畿内で萌芽を見せ、近世に宮座の本質をあらわす」⁹⁾と考える。宮座は中世、近世、近代を経て現在の村落社会に存り続け、神社信仰の重要な役割を果たしている。

現在の村落社会は、かつてのような小宇宙的存

在を保ち得ない。従って村落の生活・生産を変化させる最も強力な要因となる刺激は、外部社会からの刺激、つまり資本主義の発展やそれをもたらす都市化・産業化である。次に宮座を五つに類型した。簡単に述べておこう。

〈類型Ⅰ〉は、理念型としての宮座である。これは株座を示し、二重同心円である。この二重同心円は氏子の二重の構造、すなわち内円は特定の特権をもつ家々を示し、外円はその他の氏子の枠である。これが外部社会からの影響を強く受けた場合には、二重同心円の内円が特に変化して、村座の形を取る。また外部社会からの影響をそれ程強く受けない場合には、氏子の二重構造はそのままの形を維持してゆくであろう。

〈類型Ⅱ〉は a、b 二つの型を設定した。(a 型)は、古くからあるいは元来村座であったタイプで、外部社会からの影響の強弱にかかわらず村座を維持するタイプ。(b 型)は、村座であったものが、株座化するタイプで、新たに村落の内部に支配層が出来あがり、その家々を中心に宮座を構成する場合である。ただしこの場合には、条件次第でその可能性が生じてくる。

株座、村座の先後関係について原田敏明氏は、株座から村座へ¹⁰⁾という移行過程を示した肥後氏に対し、村座から株座へという移行過程¹¹⁾を提出した。すなわち「村全体の座がまた特権的な座を形成するとか、特権的な家柄の座ももともと村全体の座から発展したものであるという場合は少なくない」と。これらは〈株座から村座へ〉あるいは〈村座から株座へ〉という宮座の移行過程の相異を示している。前者は肥後氏に代表される考え方で、これを〈類型Ⅲ〉、後者は原田氏に代表される考え方で〈類型Ⅳ〉とした。

肥後氏は、歴史的経過の中で宮座の移行段階を二段階で、一方原田氏は三段階で捉えている。つまり宗教的なものが優越する社会に多く存在する

のは、株座的なものであり、経済的なものが優越する社会に多く存在するのは、村座的なものである。この株座的なものに示されるのは、宮座の宗教的機能がより強く働く。村落は共同体である。(ただし類型Ⅳの場合は、村座的なものを宮座の原初的形態としている)それが外部社会からの影響により、次第に村座的に変化してゆく。ここでは宮座の果す機能の中で、特に宗教的機能の優越にかわって経済的機能が優越するようになる。村落は共同体的であったものから次第にその統合が弱められてゆく。ここに至るまでの移行過程には段階的に様々な変容形態が認められる。

宮座は集団、仲間、衆である。その構成は村落社会内の家々の層により成り、同一層内は各々平等で開放性があり、層外に対し不平等で排他的で封鎖的であることが根底にある。構成員は、組は超えて存在するがむら(大字)の枠は超えない。宮座は祭祀集団で、同心円の中核は世襲の神職である。中核を補助する為に何人かのむら人がそれを取り巻いている。宮座員は、神を祀る必要から村落内から押しあげられる構造となっているが、氏子は氏神を祀るために集められた人々である。また氏子は村落に居住する人々が個人として神との関係を持つものに対して、宮座は家を構成の単位としている¹²⁾。経済が優越する社会における村落は、宮座構成員の幅が拡大され、ほぼ氏子の広がりと同じくらいの範囲を持つ。これが神へかかわる場合と、明らかに氏子が二重構造を持つ場合(肥後氏によれば村座と株座である)とは、微妙な差がある。前者は千葉正士氏のいうように系譜神と一定の系譜関係を持つ者により構成され、一定の系譜団だけが守護・支配される¹³⁾。後者は氏神(鎮守神)と氏子が系譜関係を必要とされず、一定地域に居住する者だけ(地域性)で構成され、氏子区域である一定地域が守護・支配される。従って株座が村座へ解放された時点をもっ

て、氏子制へ移行したとするのは必ずしも妥当とはされない。つまり宮座が形態的に変化する場合と、質的な変化をする場合、また両者が同時に変化する場合とがある。従ってそれをどのレベルから、どう見るかによって異なるタイプとなる。

〈類型Ⅲ〉と〈類型Ⅳ〉の関連として〈類型Ⅴ〉を考察した。これは株座的であるものが、形態的にも内容(質的)的にも変質してしまうタイプである。Ⅲ・Ⅳにおいては、形態的には株座から村座へと変容してゆき、質的にも特別な祭祀の権利を持つ者のみによる祭祀組織から、その権利を拡大する祭祀組織へと変容したが、Ⅴは外部社会からの激しい影響により、宗教的なものの優越する社会から経済的なものの優越する社会へと急激に変容してゆくタイプである。このⅤタイプは結局、内的にも外的(形態的)にも宮座が崩壊してゆくタイプである。この急激に変容する宮座の移行過程は大きく次のタイプに分けられる。ひとつは株座的なものが村座的なものへと移行するタイプ、二つには株座的なものが直接に外部社会からの影響を受けることによって、宮座が内容的(質的)にも形態的にも消滅する形へ移行するタイプ。ないしは株座的なるものから、村座的なるものへ、また更にそれから宮座の崩壊の過程にあるものへと展開してゆくタイプである。Ⅴの捉え方は、氏子組織と捉えるか、あるいは宮座の変化と捉えるか、複雑な問題をはらんでおり、今後の課題である。

2) 社会学からのアプローチ

宮座は歴史学、民俗学、文化人類学、経済史学の視点からの研究が主流で、社会学からのアプローチはあまりみられない。

社会学の視点から宮座を扱った研究は以下である。まず森岡清美氏の宮座を村落共同生活の一環として位置付け、特に株座について村落の階級構

造との関連を追求した研究¹⁴⁾、池田昭氏の宮座の変貌過程を村落構造との関連でみた研究¹⁵⁾や花島政三郎氏の滋賀県永源寺町愛知川ダム建設のために水没する部落の解体・再編成と宮座や、同九居瀬の宮座を部落の統合との関わりでみた研究¹⁶⁾、そして松本通晴氏が1979年と1981年の二度行った郵送調査をまとめた「近畿南部村落の宮座調査」が揚げられる。松本氏は、戦後の高度経済成長期を経たおよそ半世紀の後に、再び宮座の存否を問い、戦後の変動の分析を行なった¹⁷⁾。具体的には第一回目の調査対象地域は京都府の一部、滋賀県、奈良県、三重県の一部の旧大字2584に、二度目は和歌山県郡部の旧大字599である。また社会人類学から高橋統一氏は1969年から79年にかけて、肥後氏の示した分布一覧表をもとに追跡調査を行なっている¹⁸⁾。その内訳は、調査票を294社に配布し、140社より回答を得ている。その他の研究としては社会と伝承研究会による研究があげられる。宮座は当研究会において、1945年から74年までの三十年の間掲載され、「宮座に関する文献目録(1945~1974)」¹⁹⁾にまとめられている。そのうち四割は近畿地方の宮座であった。このように近畿の宮座の存在は何度もさまざまな視点から確認、証明されてきている。

2. 滋賀県中部広域市町村圏と信楽町、野洲町における宮座の概況

1) 目的と方法

宮座研究の草分けである肥後和男氏は、1935年に滋賀県庁を介して、県下の村社以上の神社1036社(旧市町村別では1市12郡103町村)を対象として祭祀組織の調査を試み、その八割(844社)の回答を得た。調査方法は、調査票を配布・記入させる方法と若干の地域の現地調査であった。記入者は各神社の神職・氏子総代・区長・村長その他の神社関係者である。氏はこれらを土台

に、論文「近江に於ける宮座の研究」を著わした。これは宮座の基本的問題を掲げ、具体的な資料及び宮座の考察を多く含んだ先駆的研究である。後にも同様の方法で調査地を拡大(奈良・京都・大阪・福井・和歌山)し、膨大な資料を整理・分析し、『宮座の研究』を著わしている。前書が具体的・個別的であるのに対し、後書はより抽象的・理論的である。肥後氏によって、宮座が近畿農村の村落構造の一特徴としてはじめて明らかにされたのである。

その後60年という時間が過ぎた。この間、我国は戦争を始め高度経済成長期を経て低成長期へ、そして今日の不況に至るなど、幾多の社会変動を経験してきている。同様に村落社会も変動してきている。宮座も当然形態的・質的な変化・変容が十分認められると予想される。これらを明らかにするため筆者は肥後氏の調査の後、二度の調査を行った。まず第一次調査は、肥後調査の43年後の1978年から1980年にかけて郵送によるアンケート調査である。その目的は、近江に存在するとされた宮座が現に存在しているか否かを確認をすること。そして肥後氏の記述と比較して変化・変容が認められるか否か。変化が認められる場合、それはいかなる変化であり、その変化要因は何か。変化が認められない場合、その主だった理由は何か。といったことを明らかにすることであった。それらの結果を踏まえ、16年後の1996年7月から9月までの2ヵ月間、第二次調査を行なった。この時、一次調査で用いた質問紙に若干の質問を追加して郵送によるアンケート調査を行なった。その目的は、前回の調査以来16年、肥後氏の調査以来59年という時間を経た宮座の存否、そしてその有り様はどうであるのか。また変化・変容が認められる場合、あるいはあまり認められない場合の主たる要因は何か、一次調査の結果と照らしてどのような変容の過程を辿って今に

至ったのかを明らかにすることである。

2) 調査地の概況——滋賀県および中部広域市町村圏 と信楽町、野洲町における産業構造——

* 滋賀県全体の産業構造

滋賀県の産業構造が大きく変わり始めたのは、昭和30年代後半以降である。それは県内への工場立地が急速に進められた時期であった。船橋和夫氏によれば、滋賀県が農業県から工業県へ推移していった変化が交通網の発達・安い土地そしてインフラストラクチャーの整備によると指摘する。すなわち昭和31年の東海道本線の京都～米原間の電化、昭和39年の名神高速道路道路の県内全通、県内の東西を結ぶ琵琶湖大橋開通等、昭和47年には全国でも有数の道路舗装の整備された県となっていった。さらに湖南・湖東を中心に昭和32年から47年にかけて大規模工業団地の建設により995の工場が進出し、相次いで内陸型工業が進出し、結果、急速に全国でも有数の工業県へと変貌した²⁰⁾。結局、一次産業は衰退の一途を辿り、かわって二次・三次産業の発展をもたらした(表1)。また人口は昭和40年代半ばから急増し始め、人口流出地域から人口流入地域へと変化していった。ただ、近年は鈍化の傾向にあるが、現在では全国屈指の人口増加県となっている。では滋賀県全体の産業別就業人口を見てみよう。

表1より、1955年と1975年を比較すると、二次・三次産業は、産業の五割弱であったのが1975

年には82.0%となり、33.5%も増加している。逆に一次産業は、1955年には51%強であったが20年後には33%余減少した。この減少率は、二次・三次産業の増加率と等しい。さらに1975年と1990年を比較をすると、一次産業の減少率と二次・三次産業の伸び率は等しく12.3%である。このことは農業から二次・三次産業へ労働力の移動がはかられた。つまり農業は労働力の供給源としての役割を期待されていたといえよう。1955年からの35年間に一次産業は急激に減少(45.7%減)。一方二次・三次産業は、1990年には1955年当時の倍に伸びた。その伸び率は1975年に33.5%の増加、更にその後15年間12.3%の伸びを維持している。以上より、1975年を境に農業から二次、三次産業への労働力移動がはかられ、二次・三次産業は一次産業に対し、労働力の供給源としての役割を期待をしていたといえる。1990年においても尚一次産業から二次・三次産業への移行は継続している。

* 中部地域・信楽町・野洲町の産業構造

中部地域とは、近江八幡市、八日市市、安土町、蒲生町、日野町、竜王町、永源寺町、五個荘町、能登川町の2市7町をいう。この地域の産業構造はどうであろうか。県全体から中部地域の産業構造をみてみよう。表2より、県全体に対する中部地域の就業者総数は約六分の一を占め、一次産業の就業者数は県全体の五分の一を占める。構成比は7.5%である。県全体の就業者総数約60

表1 滋賀県全体の産業別就業人口

産業	1955 (S. 30)	%	1975 (S. 35)	%	1990 (H. 2)	%
第一次	211,331	51.4	87,787	18.0	34,527	5.7
第二次	84,486	20.5	189,144	38.8	255,076	42.4
第三次	115,434	28.0	210,549	43.2	311,375	51.8
二次+三次		*48.5		*82.0		*94.3
計	411,251	99.9	487,480	100.0	600,978	99.9%

* = 第二次+第三次の割合

表2 「滋賀県における中部広域市町村圏」；産業別就業者数 H. 2 国勢調査

市町名	就業者総数	一次産業就業者数	構成比%	二次産業就業者数	構成比%	三次産業就業者数	構成比%
県 計	600,978	34,527	5.7	255,076	42.4	309,539	51.5
中 部 地 域	101,467	7,659	7.5	47,063 *100.0	46.4	46,516 *100.0	45.8
近江八幡	31,406	1,841	5.9	13,320 *28.3%	42.4(<)	16,130 *34.6%	51.4
八 日 市	21,060	1,409	6.7	9,715 *20.6%	46.1(<)	9,883 *21.2%	46.9
安 土	5,740	741	12.9	2,343 * 4.9%	40.8(<)	2,628 * 5.6%	45.8
蒲 生	5,593	434	7.8	2,877 * 6.1%	51.4(>)	2,277 * 4.8%	40.7
日 野	11,200	1,043	9.3	5,211 *11.0%	46.5(>)	4,942 *10.6%	44.1
竜 王	6,809	541	7.9	4,006 * 8.5%	58.8(>)	2,253 * 4.8%	33.1
永 源 寺	3,446	452	13.1	1,531 * 3.2%	44.4(>)	14,633 * 3.1%	42.5
五 個 荘	4,891	286	5.8	2,427 * 5.1%	49.6(>)	2,178 * 4.6%	44.5
能 登 川	11,322	912	8.1	5,633 *11.9%	49.8(>)	4,762 *10.2%	42.1
信 楽 十	7,585	400	5.3	3,619	47.7(>)	3,560	47.0
野 洲 十	16,157	821	5.0	7,036	43.5(<)	8,248	51.0

注意；*で示した値は、中部地域を100としてその割合を表わしている。

；(<)、(>)は二次と三次産業構成比の大小を表わす。

十；中部地域には含まれていないが調査対象地である。

万人のうちの約94%が二次・三次産業を占め、三次就業者の方が約9%（5万人）多い。中部地域就業者も同様、総数10万1千人余の92%が二次・三次産業を占める。両者の構成比はほぼ同数で、県全体の33.5%を占る。中部地域の面積は、県全体の約15%を占め、人口は21万4千人。世帯数は6万3千世帯のうち農家は約1万1千戸。その内5%が専業農家、残り95%が兼業農家である。しかも農業を従とする2種兼業農家が約93%を占める²¹⁾。2種兼業農家が高い率を占める中部地域の農家は、農外収入に頼る割合が益々強まり、農家はより深く兼業化の方向へ追い込まれていっている²²⁾。

信楽、野洲の世帯数、農家数、農家人口は、前者は永源寺町、後者は竜王町が近似値を示す地域である。これを人口流入との関係でみると前者は山間部に位置し、交通の便が良くないため他地域からの人口流入が相対的に少ない。後者は逆に交通の便も良く、人口流入が相対的に多い。

ところで中部地域および信楽町、野洲町で一次

産業の就業者の多い地域は、順に近江八幡市（約1,800人）、八日市市（1,400人）、日野町（約1,000人）、能登川町（約900人）、野洲町、安土町、竜王町、永源寺町、蒲生町、信楽町（400人）である。また各地域の就業者総数の一次産業就業者数に対する割合（構成比）の大から、永源寺町（13.1%）安土町（12.9%）日野町（9.3%）能登川町（8.1%）、竜王町（7.9%）、蒲生町、八日市市、近江八幡市、五個荘町、信楽町、野洲町（各5.0%）である。

二次・三次産業就業者数の構成比の大から順に、近江八幡市、八日市市、能登川町、日野町、信楽町、竜王町、蒲生町、安土町、五個荘町、永源寺町で、2市が中部地域全体の半分以上を占めている。とりわけ近江八幡市は二次・三次産業の就業者数が最も多く、八日市市は二次と三次産業の構成比が、ほぼ同じ値を示す。二次・三次産業の発展は、中部地域の農村部に対しては、農業人口・農家人口の都市部への流出とその人口構成の変化をもたらし、もう一方で通勤農家の増大、生

活圏の拡大、団地の建設による都市人口の流入、言い替えれば混住化現象をもたらした。

* 専業農家と兼業農家

では県全体の総農家に対する専業農家と農家人口の推移を1955年(昭和30年)から1995年(平成7年)までの農業センサスを用いてみよう。

表3-1より、1955年には総農家の約30%が専業農家であったが、1975年には4.2%に激減しており、一次産業の二次、三次産業への転換が明白である(表1参照)。1975年の総農家数は約8万2千戸であったが、20年後には約5万5千戸に減じ、34.4%の農家が離農している。専業農家率は4.2%、一種兼業農家率は15.7%、二種兼業農家率80.1%で、一種兼業農家率の激減、二種兼業農家率の激増が指摘できる。1990年の総農家数は約6万1千戸で、専業農家率4.8%、1種兼業農家率3.6%で、全国順位は47位と非常に低い。一方二種兼業農家率は91.5%と大変高く全国2位である。因みに全国平均は、専業農家率が15.4%、1種兼業農家率13.9%、二種兼業農家率70.7%である。

1995年の総農家数は54,346戸、専業農家数3,148戸、一種兼業農家数3,536戸、二種兼業農

家数47,662戸。割合では専業農家率5.8%、一種兼業農家率6.5%と低く、二種兼業農家は87.7%と高割合を示す。これを1990年と比べると専業農家が1%、一種兼業農家が2.9%それぞれ増加し、逆に二種兼業農家は3.8%減少した。総農家数が約6千戸余減少していることから、要因は離農が考えられる。減少した二種兼業農家(3.8%)は、専業と一種兼業農家を合わせた数とほぼ等しいことからこれらへの移行が考えられる。

1975年から1990年までの5年毎のセンサス統計値より1975年から1980年は、滋賀県の多くの市町村で兼業化が進み、専業農家・一種兼業農家が二種兼業農家へと移行したことが認められる。この第一種兼業農家の大幅減少の原因を、広岡博之氏は「滋賀県においては、都市化と兼業深化の進展に伴って、第一種兼業農家のような中途半端な経営形態は成り立たなくなったため」²³⁾とい

表3-2 農家人口の推移

	1985 (S. 60)	1990 (H. 2)	1995 (H. 7)
滋賀県計	339,264	297,064	257,045
指数	100	87.5	75.7
中部地域	70,150	63,670	55,510
指数	100	90.7	79.1

表3-1 滋賀県全体の総農家に対する専業農家(1955年～1995年)

	1955 (S. 30)	1975 (S. 50)	1985 (S. 60)	1990 (H. 2)	1995 (H. 7)
専業農家	30,223 [31.0%]	3,475 [4.2%]	3,138 [4.4%]	3,001 [4.8%]	3,148 [5.8%]
第一種兼業	—	12,971 [15.7%]	4,830 [6.7%]	2,193 [3.6%]	3,536 [6.5%]
第二種兼業	—	66,277 [80.1%]	63,597 [88.9%]	56,061 [91.5%]	47,662 [87.7%]
総農家	95,548 [100.0%]	82,723 [100.0%]	71,565 [100.0%]	61,255 [100.0%]	54,346 [100.0%]
指数 総農家	100	86.5	74.8	64.0	56.8

資料；各年次の農業センサスより算出

う。また市町村間較差はあるが1980年から1990年の10年間の変化は、専業農家も一種兼業農家も二種兼業農家へと移行する傾向に、より拍車がかかり、現在一種兼業から二種兼業へ移行しているものも、次の段階の離農の傾向が強まってきている²⁴⁾。とはいえ1985年、1990年、1995年を見ると、1985年の兼業農家（一種6.7%、二種88.9%）が総農家にしめる割合は95.6%で、1975年と比べて二種兼業の急増と一種兼業の激減がみられる。1990年には一種兼業はさらに3.6%に減じ、二種兼業が91.5%と増加し、兼業農家（一種+二種）は95.1%と落ち込んでいる。しかし1995年、兼業農家はほぼ1985年当時の状態にまで戻ったといえる。兼業農家（一種+二種）の割合は減少傾向（95.8%→95.6%→95.1%→94.2%）を示している。

専業農家をみてみよう。1975年までは激減傾向にあるが、以後総農家数は減少しながらも専業農家は維持もしくは1995年段階では微増の傾向にさえある。その推移は4.2%→4.4%→4.8%→5.8%で、増加傾向を示す。この原因を広岡博之氏は「核家族化や都市化の進展に伴い働き手が都市へ出ていったため、それまで兼業農家だったところが専業農家に立場を変えた高齢者専業農家の増加、あるいは規模拡大によって兼業農家から専業農家へ移行した農家の増加によってもたらされた²⁵⁾と指摘する。松本通晴氏も1980年段階で専業別農家戸数の変動を「滋賀県以外の5府県のすべてには、高齢者専業農家の比率上昇も、同時に進行している。」²⁶⁾と指摘した。今や滋賀県においても専業農家の増加傾向と高齢化（地域によっては過疎化も）の同時進行を指摘しうる状態と言えよう。では1955年から1995年までの総農家数の変化はどうか。この40年間に約4万1千戸の農家が減少した。1955年を100とすると1995年にはその6割弱まで減少している。因みに1985

年の滋賀県全体の農家人口を100として1995年の農家人口をみると（表3-2）、この10年間に75.7%に減少している。中部地域でも79.1%に減じている²⁷⁾。以上より1975年を期に第一次産業が二次、三次産業へ移行し、以後兼業化が深化している。1980年から90年にかけては、専業、一種ともに二種兼業へ移行の段階となる。その後一方で二種移行と離農、他方では二種から専業へもしくは一種への立場の変更がほぼ同時に進行していつているといえよう。

*農家人口と高齢化

農家人口の減少は農家世帯の離農により惹起されるとともに、農家世帯員の減少によっても生じる。ここでは農家人口の年齢別構成の変化つまり農家人口の高齢化についてみる。農家人口を階層別にみてみよう。

1990年と1995年の階層別人口（国勢調査）のデータによると、0～14歳の人口構成比は、20.4%から18.0%へと2.4%減少している一方で、65歳以上人口は12.1%から14.2%へ2.1%増加している。また15～64歳人口も67.5%から67.9%へとわずかに増加している。この四十年間に滋賀県の農家戸数は半減し、次の世代である15歳以下の人口減と寿命の伸びによる高齢人口の増加は、今後の農村の発展にかかわる重要な変化をもたらすことは必至である。出生率の低下と極めて急速かつ高い割合で進行している高齢化は、全国的傾向とはいえ人口構成上大きな問題である。

次に滋賀県と中部地域の農業経営規模はどうか。経営規模別の農家戸数をみて見よう。

表4は経営規模別の農家構成を示している。1985年以降の十年間に限って見ると、経営耕地規模が2.0ha以下の層では、戸数の減少傾向が明白で、2.0ha以上の経営規模の大きい層では戸数の増加がみられる。その境界線となる層は経営規模が2haである。蓮見音彦氏によればこの線

が5年毎に50aずつ上昇（＝農民層の分解基軸の上昇という）しつつあるという²⁸⁾。つまりこの線が、専業農家として家計費を得るために要する規模の耕地なのである。表5より、この規模は

表4 滋賀県と中部地域における経営規模別農家戸数

県計	1985年	1990年	1995年
0.05 ha～1.0	52,121	—	—
0.1～1.0	—	42,744	> 37,103
1.0～2.0	16,124	> 14,595	> 12,962
2.0～3.0	2,250	< 2,455	< 2,504
3.0～5.0	830	< 993	< 1,147
5.0 ha～	196	< 336	< 524
例外規定	44	< 132	> 106
総数	71,565	> 61,255	> 54,346

中部地域	1985年	1990年	1995年
0.05 ha～1.0	8,740	—	—
0.1～1.0	—	7,127	> 6,059
1.0～2.0	5,088	> 4,726	> 4,183
2.0～3.0	679	< 817	< 830
3.0～5.0	305	< 328	< 382
5.0 ha～	49	< 84	> 104
例外規定	14	< 22	> 11
総数	14,875	> 13,104	> 11,591

1990年に2haとなっている。これ以下の農家は農業収入が伸びないために生計がたてられない²⁹⁾。そのため農外収入を増大させる、つまり兼業によって家計費の補填はもちろん、農業生産技術の革新による大小の農機具の購入費（農業に携わる労働時間の短縮）、農家の暮らしの変化（消費の増大）にも対応してきているのである。結局農業は、農外収入によって農業を成り立たせているのである。

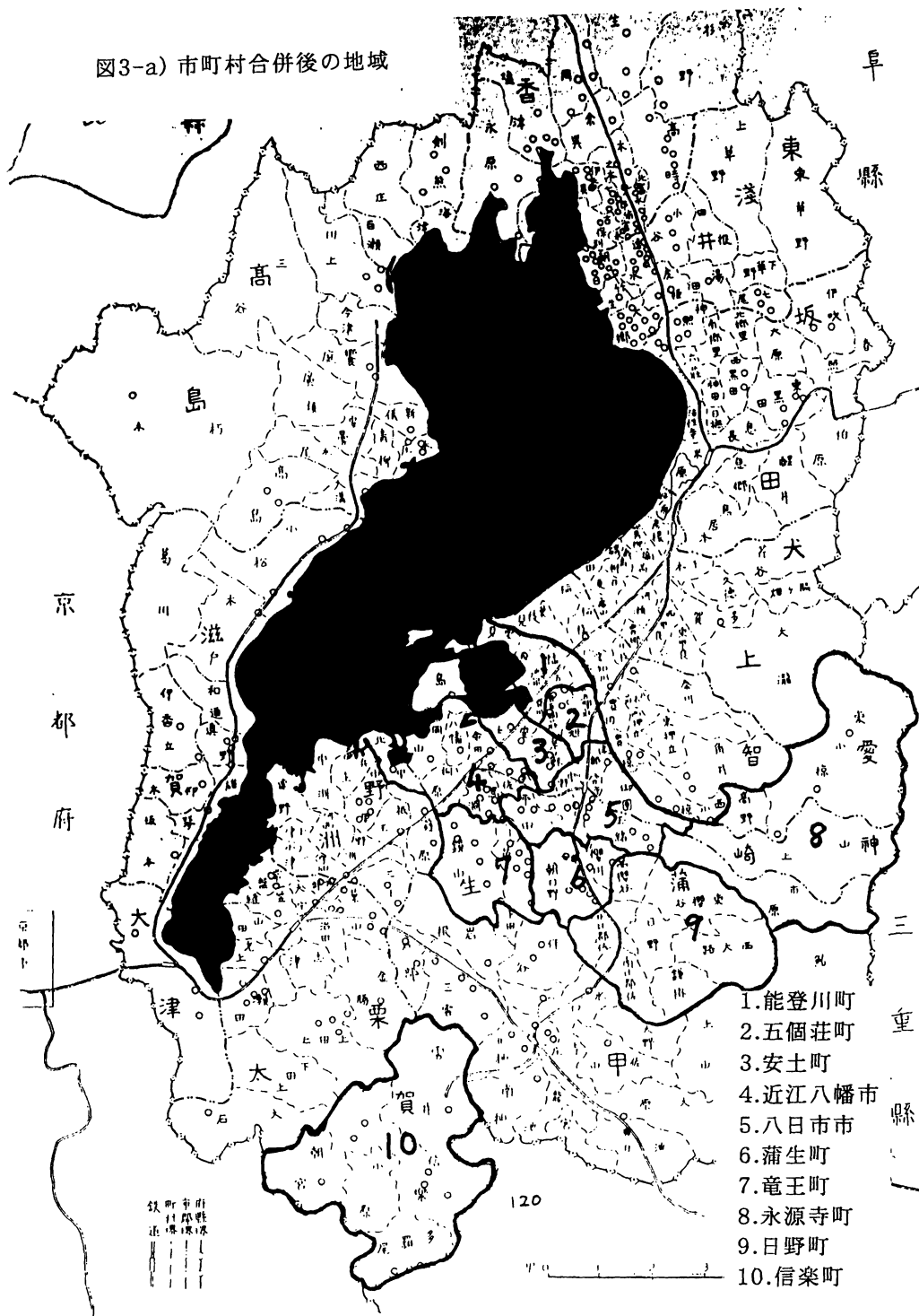
松本通晴氏は『農村変動の研究』において、近畿の農業集落の農家戸数、専業別農家数の変動を分析した³⁰⁾。その結果(1)戦後、農家戸数と農家人口が減少し続けてきた。顕著な地域は、大阪、奈良、和歌山で原因は都市化と過疎化。緩慢な地域は、兵庫、滋賀。(2)1975年までを戦後受け継がれてきた農家構成の基本的動向継続期間とし、それ以後転換の兆しが見え始めた。つまり専業農家の増加と第二種兼業農家の減少。(3)大阪府における農業集落の消滅。他府県の減少率が一割強であるのに対し、大阪府は過去10年間に半減。因に全国平均は6%の減少。(4)農業集落

表5 滋賀県および中部地域・信楽町・野洲町の神社数と寺院数

地区名	神社数		仏教系寺院数 (寺)	浄土宗		浄土真宗		(a)+(b)	(%)	世帯数
	(社)	(%)		(a)	(b)					
近江八幡市	67	18.5	178	39	65	104	58.4	20,103		
八日市市	57	15.7	64	26	10	36	56.2	13,754		
安土	13	3.6	30	5	7	12	40.0	3,409		
蒲生	35	9.7	40	18	11	29	72.5	3,382		
日野	52	14.4	90	14	49	63	70.0	6,296		
竜王	23	6.4	42	11	18	29	69.0	3,968		
五箇荘	24	6.6	38	8	17	25	65.7	3,191		
能登川	29	8.0	53	1	39	40	75.4	6,498		
永源寺	20	5.5	31	4	11	15	48.3	1,709		
信楽	15	4.1	31	21	2	23	74.1	4,447		
野洲	27	7.4	59	20	25	45	76.2	10,429		
合計	362	23.1*	656	167	37.6*	254	30.4*	421	70,688	17.9
滋賀県	1,441	100	3,127	100	443	100	835	100	394,720	100

注；*印は対滋賀県比

図3-a) 市町村合併後の地域



3) b. 宮座の分布図

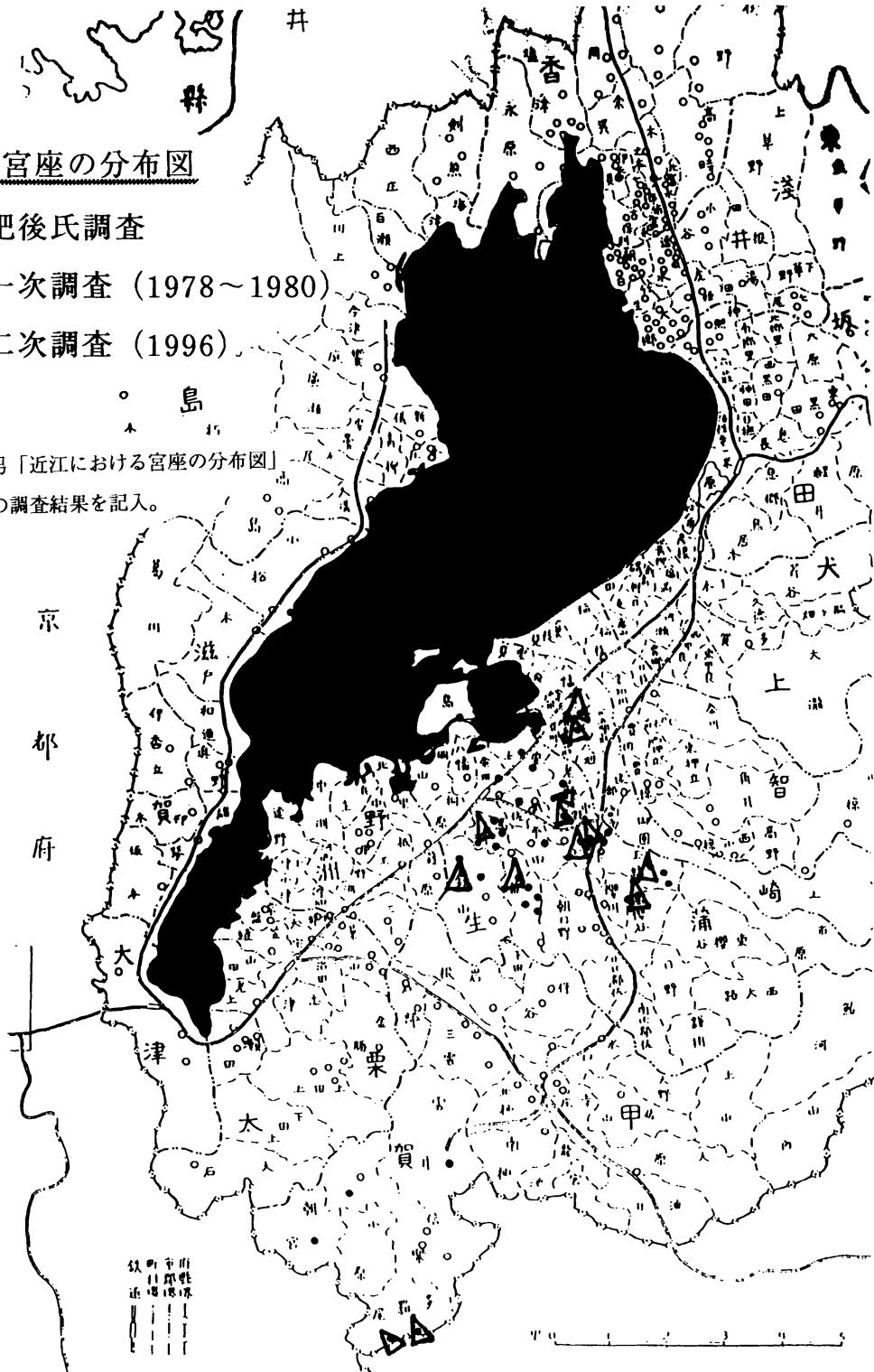
○は肥後氏調査

●は一次調査（1978～1980）

△は二次調査（1996）

肥後和男「近江における宮座の分布図」

へ筆者の調査結果を記入。



は、農家の構成を変えることにより、集落の統合を危機にさらしてきたが、なお集落は集会施設をもって生産と生活上の相談のために寄り合い、道普請や川掃除にも出役して共同作業を行う形態を存続させている。ただしその割合はやや縮小しているが、それにより村は解体的であったといえても、消滅には至らなかった。これを筆者の調査地についてみれば(1)、(2)、(4)は該当するが(3)については該当しない。加えて専業農家成立境界線が2ヘクタールと上昇傾向にあり、農業経営は農業外収入によって支えられ³¹⁾、二次、三次産業への移行と離農は同一線上にあると考えられる。

3) 中部広域市町村圏・信楽町・野洲町における寺院と神社

村落に存在し、信仰を直接の契機とする組織としては、まず氏神鎮守の祭祀組織が挙げられるが、寺院や社祀、仏堂、仏祀、神仏碑などの存在も無視できない。なぜならそれらがただ単に村落にあるからというだけでなく、村落を構成する人々と深く関わっているからである。当該地域は近江商人発祥の地として古くから知られ、神社祭祀が盛んなだけでなく、浄土宗・浄土真宗の熱心な信者も多いという。そこで中部地域および信楽、野洲における寺院数を、とりわけ信仰が厚いとされる浄土宗系寺院について提示した。

表5の神社数は、中部地域および信楽、野洲の『滋賀県宗教法人名簿』³²⁾に表記され、神社本庁に数えられている神社をまとめた。また中部地域に濃厚に分布している浄土真宗および浄土宗寺院の数は、仏教系寺院の中から取り出して作成した。調査地には滋賀県全体の神社の約23.1% (362社)が存在しており、とりわけ近江八幡市、八日市市、日野町に存する神社は調査地域全体のおよそ半数を占める。また寺院は県全体に対して約21

% (656カ寺)を擁している。寺院の約64%が浄土宗と浄土真宗の寺院で占められており、近江八幡市、日野町、能登川町、野洲町に濃厚である。真宗系寺院の方が浄土宗寺院の約2倍程存在しており、江州門徒といわれる由縁である。浄土宗・浄土真宗を合わせた寺院の数の地域を大から小へ、そしてその当該地域に占める割合を示せば、近江八幡(104、58.4%)、日野(63、70%)、野洲(45、76.2%)、八日市(36、56.2%)、蒲生(29、72.5%)、竜王(29、69.0%)五箇荘(25、65.7%)、信楽(23、74.1%)永源寺(15、48.3%)安土(12、40%)である。世帯数は県全体の二割に満たないが、真宗寺院は県下の約3割(254カ寺)が調査地域にあり、仏信仰の熱心な地域である。この地域の人々にとって、宮(氏神信仰)や寺(仏教信仰)の存在をぬきにして村の中での生活は考えられない。

4) 市町村合併と神社

肥後氏の宮座一覧表³³⁾には、旧市町村別に294社が掲げられている。現行の市町村別に割り当てれば7市12郡38町村、計294神社の一覧でほぼ滋賀県全域に及んでいる(図3-b)。肥後氏の調査以後今日までの当該地域の市郡町村は、郡名は同一であるが、市町村の境界は相当変化している。これは昭和28年市町村合併促進法によるもので、小規模町村(人口8000人未満)を合併し、昭和31年には6市(大津・彦根・長浜・近江八幡・八日市・草津)・41町・10村の計57市町村となり、更に同年新市町村建設促進法により未合併町の解消がはかられ、6市40町7村の計53市町村となった。その後二・三の合併・市制等が行なわれ、昭和46年前後には、村は朽木村(高島郡)を除いて全て町となり、現在では7市42町1村、計50市町村となっている。合併による境界の変更は、旧名から見当はつくが、「市町村

合併後の地域」(図3-a)として肥後氏の宮座分布図に境界線を入れ、市町村名を番号で明示した。また地図中の○印は肥後氏の宮座一覧にあるもので、●印は、1次で回答を得たものの内の38例である。図3より肥後氏の調査以後もなお宮座が維持されていることは明白である。また表5より、現在滋賀県下には神社が1441社あり、中部地域及び信楽町に存する神社は全体の23.1%(333社)を占めている。

ところで、滋賀県下の神社数の変遷³⁴⁾はどうかあったのだろうか。明治39年、滋賀県下には神社が2872社存在したが、神社の廃・統合により昭和13年には1911社となり、961社34%の減少である。近畿二府五県における神社の減少率の高い府県順に、三重県(89%減)・和歌山県(87%減)・大阪府(65%減)・兵庫県(35%減)・滋賀県(34%減)・奈良県(30%減)・京都府(8%減)である。なお全国平均の減少率は42%で、その大は三重県・和歌山県、小は青森県(5%)・京都府である。

1978(昭和53)年と1938(昭和13)年の滋賀県下にある神社の数を比較すると、470社の減少である。この減少は、宮座を考える上で重要である。つまり神社の廃・統合によって宮座が変化・変容したと考えられるからである。氏神は、村落社会の生活組織において、村の統合のシンボルとして程度の差はあるにせよ何らかの意味を持っている。神社を廃止・統合するということは³⁵⁾村落社会が外部社会から強力な刺激を受けることである。それは村落社会(その内部に変動の要因となる何かを潜在化させているにしても)全体を揺るがす。また村の社会構造に応じて構成されている祭祀組織に対しても、さまざまな影響を与える。これが村落社会に変化をもたらす重要な要因となる。従って滋賀県下、とりわけ調査地における神社整理が数字の上だけでなく、個々の村落内では

かなる過程を経てどのように整理、統合なされたかという点、今後明らかにする必要がある。

3. 宮座の現況

1) 第1次調査(1978~1980年)と第2次調査(1996年)の結果

(A) 1次調査(神職と氏子総代)

調査対象地域は、前述のように中部広域市町村圏(近江八幡市・八日市市・蒲生郡安土町・蒲生町・日野町・竜王町・神崎郡永源寺町・五個荘町・能登川町)と湖南の山間部の甲賀郡信楽町とした。調査対象者は、神職が本務・兼務している神社の氏子総代を紹介していただき、その中から大字全体を氏子とする神社を取り出し、その神社総代宛に調査票を郵送した。具体的には、滋賀県神社関係者名簿³⁶⁾により、調査対象地域の各神社の宮司(本務社)あてに本務社と兼務社についての質問紙を郵送し後日返送して頂く方法を探った。アンケートの内容は以下である。

〈A〉本務社について【1. 神社名、祭神、由緒、創立年代2. 第二次世界大戦前の社格3. 第二次大戦前と現在の受け持ち地域(大字)】

〈B〉兼務社について【1. 神社名、所在地2. 兼務社数、兼務社を氏子区域別に印を記入して分けてもらう(イ. 大字全体◎ ロ. 小字のみ○ ハ. 崇敬社△)3. 大字全体を氏子とする氏神についてのみ、氏子総代さんの氏名と住所を記入。】

本務社宛の調査票の配布状況は表6に示すように、総発送数51(本務社全部)の内33社(67.7%)から回答が得られた。その内兼務社を持つ者が25名(75.8%)、持たぬ者が8名(24%)。兼務社が他町にある者は6名(近江八幡2名、安土・竜王・五個荘・信楽は各1名)であった。

神職より得られた調査票をもとに、宮座があるとされている地域(肥後氏の宮座一覧)と、神職の本務社・兼務社の記入より、氏子区域が大字全

表 6 神職宛の調査票配布状況および兼務社数

地区名	調査票配布 (社)	回収 (社)	兼 務 社		兼務社合計 * (社)	現存する神社数 ** (社)
			ある	なし		
近江八幡市	10	6	6	1	46	66
八日市市	11	6	3	3	28	56
安土	6	5	2	3	5	13
竜王	2	2	2	—	34	23
蒲生	3	0	—	—	—	35
日野	3	3	3	—	52	52
永源寺	2	1	1	—	6	21
五個荘	5	5	4	1	23	24
能登川	7	3	2	1	12	29
信楽	2	2	2	0	14	14
合 計	51 (100%)	33 (64.7%)	25(人)	8(人)	220 (66.0%)	333 (100.0%)

* 兼務社合計……兼務社があると回答した神職の兼務社の合計。

** 現存する神社数……『滋賀県神社関係者名簿』より作成。

体（鈴木栄太郎のいう自然村）の神社を対象に、氏子総代宛に調査票を郵送し、記入・回答の後返送を依頼した。従ってこの二つの調査はほぼ同時に行った。また記入漏れ・不明な点は、後日再び葉書きや電話等によりそれを補った。以上のような方法であったため、一部の調査拒否を除いて比較的スムーズに行なうことができた。調査期間は、1978年（昭和53年）8月下旬より1980年（同55年）9月下旬までである。

肥後氏の調査一覧に示されている神社と、筆者の調査対象地域の神社とが重複する神社は80社である。その内1次調査では38社から回答を得た。残り48社は、肥後氏の二冊の著書で触れている神社と、神職の調査票より大字全体を氏子区域とする神社を選択して発送した。

1次調査の調査票は、宮座の組織・行事・経営・宮座に対する住民の意識等に関する設問を22項目設けた。表7より、総発送数148通の内86通（内無回答3）58.1%（無回答を除くと56.1%）の回収である。これを更に肥後氏の宮座一覧の神社宛の調査票配布と神職の紹介の神社宛の別に見

ると、前者は38神社、後者は48神社の回収であった。1次調査の回答者は、その年頭屋を勤める者、氏子総代や区長、神社に詳しい方、宮司さんなどであった。各市町村別の配布数と回収率に片寄り（蒲生町は氏子総代を紹介して頂けず除外。能登川町・永源寺町も肥後氏の調査当時と1978年との比較ができない）があるが、中部地域に現存する宮座については、大まかな把握ができる。戦後の民主化および高度経済成長下における宮座がどのように変化・変容し、更にそれがどう導かれてきたかということを中心に考察する。

(B) 2次調査

第2次郵送調査における、調査対象地域は、1次で行なった中部広域市町村圏、但し能登川町以外と湖南の山間部の甲賀郡信楽町に加えて野洲郡野洲町である。

2次調査の質問内容は、1次で行なった同一地域の16年後の宮座の存在状況を知るために、同一の質問内容22項目（宮座の組織、行事、経営、宮座に対する住民の意識に関する設問）を含む29項目を設定した。調査対象者は、前回の回

表7 氏子総代宛調査票配布および回収状況（1次）

地区名	A		B		A+B	A+B	回収率
	肥後調査一覧表		神職回答		総配布数	回収総合計	
	表記神社	回収数	により配布	回収数			
近江八幡市	16	7	7	6 (N. A. 3)	23	13(N. A. 3)	56.5% (N. A. 除外 43.5)
八日市市	12	8	8	7	20	15	75.0
安土	5	5	2	2	7	7	100.0
竜王	12	8	10	5	22	13	59.1
蒲生	9	0	0	0	9	0	0
日野	3	2	15	13	18	15	83.3
永源寺	5	0	6	5	11	5	45.5
五個荘	5	3	10	6	15	9	60.0
能登川	3	0	2	2	5	2	40.0
信楽	10	5	8	2	18	7	38.9
合計	80	38	68	48	148	86	58.1
	(100%)	(47.5%)	(100.0%)	(70.6%)			(N. A. 除外 56.1%)

答者（神職から氏子総代を紹介）宛に郵送した。ために必ずしも現在の氏子総代の回答ではない。更に死亡や高齢、病気治療等による回答辞退があったため、その都度現在の氏子総代さんや頭屋さんを紹介して頂き発送した。従って次の点を加味して質問項目を設定した。1. 回答を容易にするため、小問を設けた。2. 新たな設問を設定をした。詳しくは、a. 禁忌の問で、将来ゆるめる予定があるかという設問。b. 頭屋経験の有無。c. 頭屋を勤めることが人生にどのような意味があると思うかという設問。d. 神職の名前と本務社。e. フエースシートである。調査期間は1996年7月下旬から9月末日までとした。調査票配布は肥後氏の調査結果を鑑み、1次調査で無回答であったが、現在の宮座の様子を把握する為120通発送した。

尚、再配布した調査票は、同一地域、同一神社の場合何通送っても1通とした。また野洲町の三地域は、1次調査は行っていないが、現地調査を行っており2次調査ではその後の宮座の変化・変貌を把握するため含んだ。

具体的な調査票発送状況と当該地域の神社数は、表8に示した。

表8より、当該地域の神社総数（333社）に対する調査対象神社数（120社）の割合は36.0%であり、このうちの6割（72社；内返送3社、不明1社、死亡1社）の神社より回答を得た。尚各市町村別の配布数と回収率に片寄りがある。今回肥後調査（神社総数；80社）と重複した19社（15.8%）から得られた回答は13社である。この13地域は、肥後氏の調査以来62年、筆者の1次調査から丸16年を経過しており、その間の宮座の変化・変貌のおおまかな把握はできよう。

2) 宮座の存在状況（1次）と（2次）

従来、宮座の典型としては株座制と考えられ、古くはこの形が多かったとされる。しかし村座もかなり古くからあったようである。今日存在する宮座のほとんどが村座となっており、株座から村座へという移行は一段と強まってきている。実際、当該地域ではどのような様相を程しているであろうか。先に筆者はこの株座と村座の先後関係

表 8 調査票発送状況および当該地域の神社数 (2次)

地区名	郵送数	回答数	肥後調査と重複地域		**神社数
			*発送数	*回答数	
近江八幡市	17 (14.1)	5	4	1	67 (20.1)
八日市市	21 (17.5)	11	4	3	57 (17.1)
安土	7 (5.8)	6	3	2	13 (3.9)
蒲生	2 (1.6)	1	0	0	35 (10.5)
日野	29 (24.1)	20	1	1	5 (15.6)
竜王	19 (15.8)	10 (不明1)	5	2	23 (7.0)
五個荘	11 (9.1)	8 (返2死1)	2	2	24 (7.2)
永源寺	6 (5.0)	5	0	0	2 (6.0)
信楽	4 (3.3)	4 (返1)	1	2	1 (4.5)
野洲	4 (3.3)	2	0	0	27 (8.1)
合計	120 (100)	72 (60.0)	19	13	333 (23.1)
滋賀県全体		(100%)	(26.7%)	(18.3%)	1441 (100)

注；(返)——返送された数、(死)——死亡

**「滋賀県宗教法人名簿」より作成

(移行)を類型化を試みる中で考察した³⁷⁾。基本的には花島政三郎氏³⁸⁾や高橋統一氏³⁹⁾のいうように、村落構造を規定する諸要因(社会経済=文化的な条件)によって株座にも村座にもなりうると考えたい。

1次調査の結果は表9に示す通りである。宮座の多く存在する地域の順に蒲生郡竜王町・日野町(同数)、続いて八日市市、近江八幡市、神崎郡五個荘町、蒲生郡安土町(同数)、甲賀郡信楽町、神崎郡永源寺町、神崎郡能登川町である。次に株座維持、株座⇒村座へ、村座維持の別にみると、株座維持は、甲賀郡信楽町(2例)、八日市(1例)、竜王町(1例)の計4例。株座⇒村座への移行を辿った例は、八日市、安土町、日野町、信楽町各2例、近江八幡、竜王町、五個荘町各1例の計11例が認められる。村座維持(元の形は不明で現在村座の一例を含む)は、日野町、竜王町、八日市、近江八幡、五個荘町、永源寺町、安土町、信楽町、能登川町の順に計52例認められ、村座の存在が七割強(約76%)あり、全て元の形が村座である。このことは株座⇒村座へと

いう移行でなく、村座⇒村座へである。

この移行に関する先後関係を考えるには、村の開発・発展に関する個々の村落を詳しく調査せねばならない。消滅した宮座は、株座例が五個荘町(2例)、近江八幡(1例)の3例。村座例が信楽町(1例)永源寺町(1例)の2例である。

さて2次調査の結果、表10より、宮座の多く存在する地域の順に蒲生郡日野町、八日市市、竜王町、安土町、神崎郡永源寺町、神崎郡五個荘町、近江八幡市、甲賀郡信楽町、蒲生町、野洲郡野洲町である。株座維持、株座⇒村座へ、村座維持の別にみると、株座維持(株座制)は、不明および宮座が存在しないものを除いた61例(回答票数)の内、信楽町と野洲町に一例ずつ、2例が認められた。

株座を維持している信楽町の場合、特に山間部に位置しており、都市化の進展が緩やかなこと。伝統産業の信楽焼が盛んで、伝統文化はもちろん自然環境に対する地域住民の意識も高く自村の文化を保持し易い(自己保全)環境が株座を維持するのに都合の良い条件と思われる。他方かなり都

表9 宮座の存在状況（1978～1980年；1次）

地区名	株座	株座 消滅	株座 →村座	元来 村座	元形 不明	村座 消滅	不明	宮座が存在 していない	計 (%)
近江八幡市	—	1	1	7	—	—	—	1	10 (12.0)
八日市市	—	—	2	6	2	—	—	4	15 (18.0)
安土	1	—	2	3	—	—	1	1	7 (8.4)
竜王	1	—	1	11	—	—	—	—	13 (15.7)
日野	—	—	2	11	—	—	—	2	15 (18.0)
永源寺	—	—	—	4	—	1	—	—	5 (6.0)
五個荘	—	2	1	5	—	—	—	1	9 (10.8)
能登川	—	—	—	2	—	—	—	—	2 (2.4)
信楽	2	—	2	—	1	1	—	1	7 (8.4)
合計	4	3	11	49	3	2	1	10	83 (100)
%	4.8	3.6	13.2	59.0	3.6	2.4	1.2		
*無回答3は除外				52 (62.7)					
				村座 63 (75.9)					

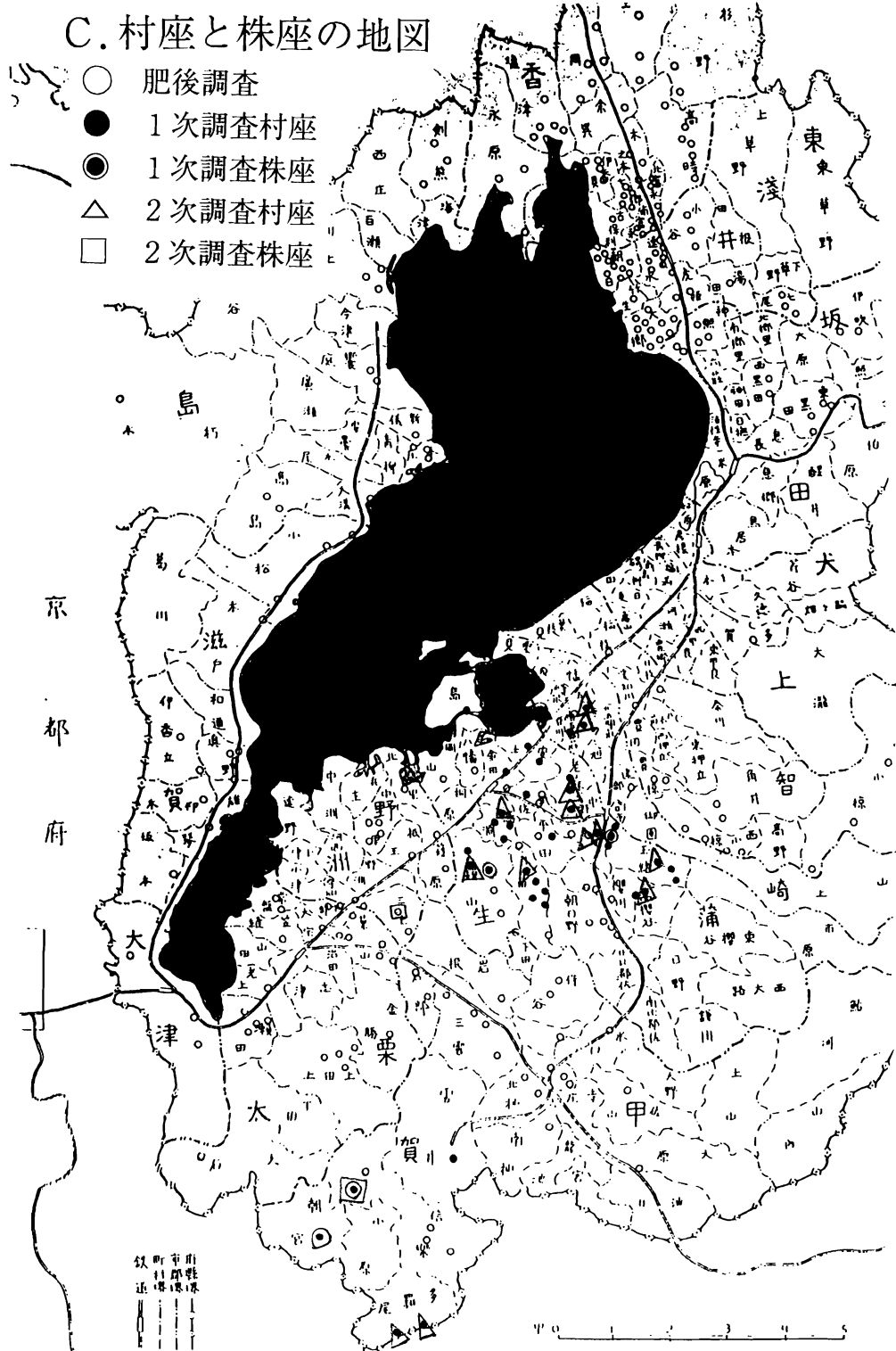
表10 宮座の存在状況（1996年；2次）

地区名	株座	株座 消滅	株座 →村座	元来 村座	元形不明 現在村座	村座 消滅	宮座が 無い	不明	計 (%)
近江八幡		1	1	1	1		1		5 (6.9)
八日市			3	4	3		1		11 (15.3)
安土			2	3			1		6 (8.3)
竜王			2	7				1	10 (13.9)
日野			4	14			2		20 (27.8)
永源寺				5					5 (6.9)
五個荘			3	2				3	8 (11.1)
蒲生					1				1 (1.4)
信楽	1		1		1				4 (5.6)
野洲	2*							1	2 (2.8)
計	3	1	16	36	6	0	5	5	72 100
%	4.2	1.4	a. 22.2	b. 50.0	c. 8.3	0	6.9	6.9	99.9
a+b+c=58例…80.5%									

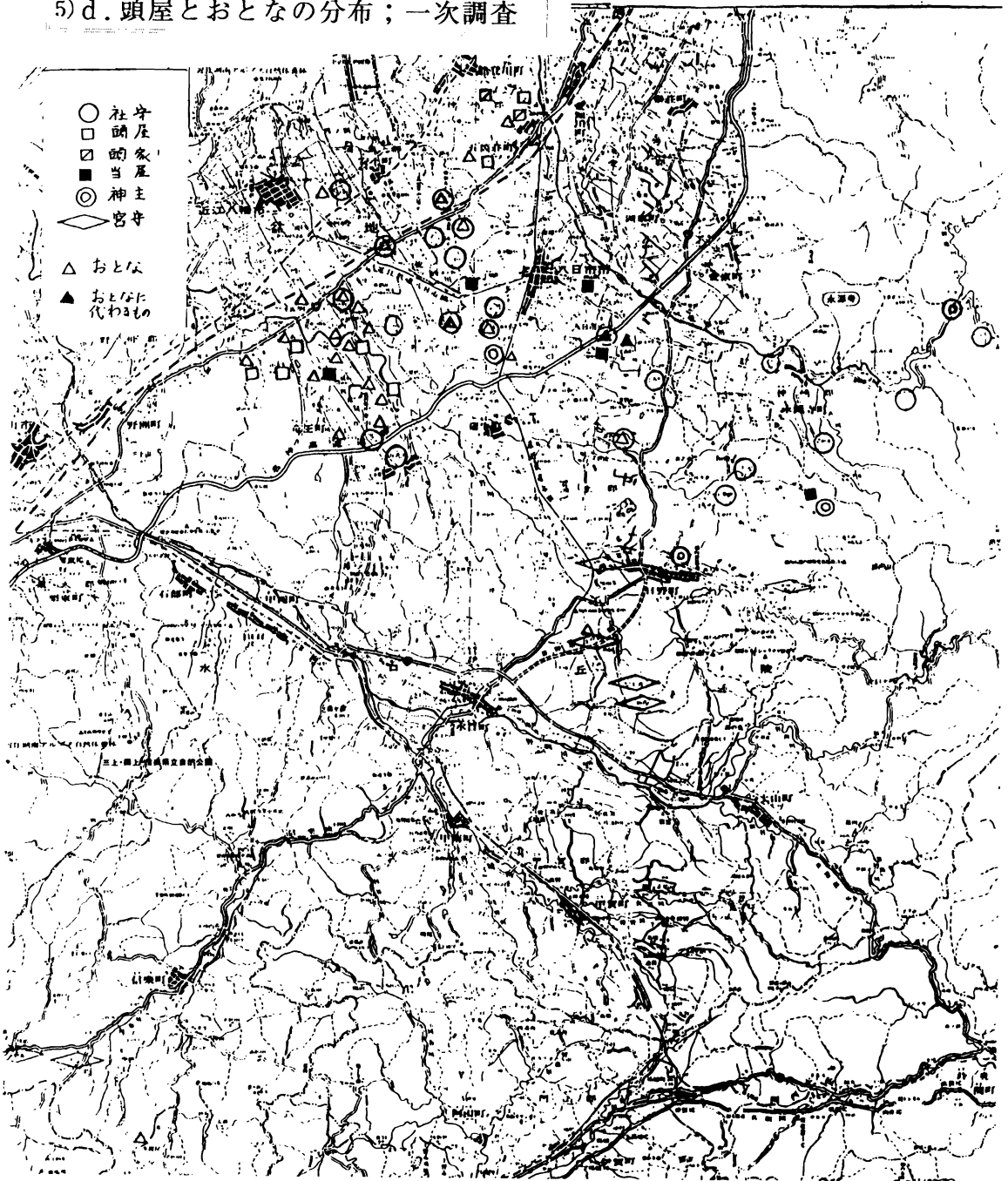
*野洲町の株座2例については、神職と氏子の両者から回答を得られた（2通）ため、株座例としては1例である。従って株座の事例は1例と表示するが、他の意識についての項目では2例と数えている。また不明の5ケースは、回答の不完全から、株座と村座の別が不明という意味で用いている。

市化の進んだ野洲町三上の宮座も今現在、株座を維持しているが、1994年に1. 経済的困難。三つある家筋のうち長之屋の家筋の戸数が他の座（東座約100戸、西座約50戸）と比べて少なく頭屋

が17年に一度廻るため家計の負担が大き過ぎる。2. ずいき祭（ずいきで御輿を作り神社へ奉納し3座がその出来映えを競う祭）に不可欠な神饌の「ずいき」の準備の困難を理由に座の改革を



5) d. 頭屋とおとなの分布；一次調査



検討中である。具体案は他の二座より長之屋の座に移り、三座の家数がほぼ均等となるように改める。つまり、座の再編成をすることで座の維持をはかり、ずいき祭を継承しようとしている。当地区は、昭和25年にも一度宮座の改正をしている。前回の改革は、長之屋の上座と下座の頭屋がそれぞれ九～十年に一度の間隔で廻っていたのを上座と下座を一本化し、経済的困難を軽減、解消するものであった。

村座は、2次の調査対象地域の8割に現在も存在しており、村座から株座へ移行した事例も村座から一挙に消滅に至った事例も認められなかった。株座で消滅した一例は、1次調査の段階で既に消滅していた。株座⇒村座への移行を辿ったものは16例、村座維持（元の形は不明で現在村座の6例を含む）は58例確認できた。ただ1次調査の記入と2次調査の記入の内容が異なる事例が、日野町の大屋神社、八日市・神明神社、日野・天神社、日野・諸木五社大明神の4社認められた。

大屋神社は、1次調査では、株座⇒村座へ移行と回答していたが2次調査では村座維持（元の形は不明で現在村座）ないし元来村座と記入。神明神社は、1次調査では頭屋なしと記入していたが、2次調査では、昭和30年頃に特定の家の人が高齢であること、兼業農家の増加を理由に、頭屋は「廻り持ち」に変更したとあり、株座から村座へ移行した例である。天神社は、1次調査では移行の時期が不明確であったが、2次調査では室徒株が明治28年に改正され、以後平等に宮守を務めるように改正したとあり、株座が解放された例であろう。諸木五社大明神では、かつて株持ちの家が2軒あったが、時期は不明だが字子であれば諸人、社守、字子総代を務めるようになったとあり、株座から村座へ移行した例である。

株座⇒村座へ、元来村座、元来株座について

は、現地調査で古文書等による確認が必要である。以上より、村座が今日まで維持されていることが明らかとなった。氏子全員が宮座の構成員である村座を維持・存続するため、さまざまな工夫や努力をしてきている。むら人がいかに社会の変化に対応し、また地域に暮らす氏子の生活の変化に合わせ、宮座のどの部分をどう改めてゆくべきか、また何を後世に残すべきか、また残すために捨てるべきなものについても惣寄り合いで決定している。その結果の表出が、後述の神社規約の改正である。

3) 株座と村座の変化・変容——時期と理由——

株座・村座の両者が共に内的あるいは外的に変化変容するには、変動が引き起こされた時期及び理由がある。次にその理由を記入例をあげて考察したい。両調査共通して、どの時代、どの地域においても、祭祀を維持するためやむなく従来のやり方を変更し、改めてきている。祭祀に関する変更を迫られている地域や近年惣寄り合いで、祭に関する問題を抱えている地域など多く認められた。例えば2次調査で新たに移行の時期やかつて株を持つ家が存在していたことや1次調査以後の変更などである（詳細は前述）。

〈移行及び消滅の時期と理由〉

〈1〉(a)株座から村座へ移行した時期とその例数。
・明治初期～中期（3例*）。大正10年（1例）。昭和（8例）【16年（1例）、20年～25年（4例）、30年（1例*）、40年（1例）、50年（1例）】。移行時期不明（3例*）。*は2次調査で明白となった。

(b)株座が消滅に至った時期とその例数。

江戸末期（2例）。消滅時期不明（1例）。尚移行数の若干の誤差は、同一の宮座でその内的変化をより一層著しくさせたと思われる二・三の事項を含んでいるためである。

〈2〉(a)村座が消滅に至った時期とその例数。

・明治初年（1例）。昭和45年（1例）。村座はそれ自体フラットな家関係の上に成り立っているため、比較的維持しやすい性格をもつ。しかし、その内容は部分的変更を行なってきた。

〈3〉(a)村座がその内容を変更した時期とその例数。

・明治初年（1例）。大正初期（2例）。昭和（7例）【10年（1例）、20年（2例）、45年（2例）、50年（2例）】。平成（4例）【7年（2例）、8年（1例）、9年（1例）】

以上が何らかの理由によって移行及び消滅、あるいは内容の部分的変更がなされた時期である。ここで株座の村座化の理由及び村座の内容の変更を通じて各々の変化・変更の理由を考察しよう。

◆株座から村座に至ったその理由については以下のような記入がある。

* 座外の経済力を得てきた者により、座の改革がなされ、座の拡大、拡張がはかられ、氏子全員に開放されるに至る（三例）。近江八幡西庄町 饒石〈ニギシ〉神社、竜王町小口 真気神社、五個荘町 結神社。

* 神社合祀により、祭祀権の平等化（1例）。日野町 迫〈ハサマ〉神社。

* 戦後の民主主義により座を開放（2例）。八日市 蛇溝町 長緒神社、安土町内野 八幡神社。

* 地子【ジゴ；滋賀県ではその土地に生まれた者のこと】と養子の別なく神事を勤めるよう改正（1例）。竜王町小口 真気神社。

◆村も長い間にはそれぞれ変化する。従って村の家々も繁栄と衰退を免れ得ないし、新しい入村者も生じる。宮座は祭祀組織であるとともに、それがむらの中で特別な地位や権利、義務を維持している場合、村落支配と重なることが多かった。近江商人発祥の地である近江八幡・日野・五個荘を中心に宮座の内部においても権力の交代があっ

た。この例を次に引く。

○竜王町小口 真気神社では氏人【ウジビト】（＝郷士・代官・庄屋）七～八軒が株を持ち、祭祀を独占していたが、明治維新にその支配力を失ない、逆に村人（＝小農・小作・商人）の内の数人が近江商人となり、経済力を得てきたため、明治中期より神社の経済・経営・祭祀を村の全戸に開放している。この時全戸にとって不都合と思われる文書の焼却や、株を持つ特定の家々が神社に寄進した石組みをけずり取る等が行なわれた。

○五個荘川並 結神社では、財閥系の家10軒が村の財政の大部分を負担し、祭祀も独占していたが、昭和16年以前にそれらの家の衰退に伴い村の全戸に解放した。

◆村座の内容を一部変更した事柄とその理由について、いくつかの例を以下に引く。

* 神事のやり方・座席の位置の紛争により、当番制へ変更。八日市市 三所神社（明治初年）。

* 神社合祀により祭祀圏の拡大。竜王町西川 吉水神社（明治41～42年）。

* 戦後の民主化により頭屋を年長順に改正。近江八幡市長福寺町 八幡十二神社。

* 農地解放・社守死亡により（希望者なし）選出方法を改正。八日市市上大森町 八坂神社、日野町 芦谷神社。

* 大人入り（＝鈴入り）が長男出生順であったのを年長順に改正。竜王町西川 吉水神社（昭和50年）。

* 頭屋を受ける者がいないため、年長順に半年交代に勤めるよう改正。安土町西老蘇 若宮神社（昭和55年）。また時代の流れに従って、神事家〈ジンジャ〉（頭屋）・乙名〈オトナ〉を廃止し、年長順に2ヵ月交代で神社に住み込み可能な者と改正（昭和40年）。さらに泊込みの期間を1ヵ月に変更（平成8年）安土町東老蘇 奥石〈オイソ〉神社。

*ダム建設により村が水没し、氏子が三地域に分散したため宮座を廃止。永源寺町佐目若宮大幡神社(昭和45年)。佐目地区在住(10戸)の氏子総代が社守を1年勤めるが、戸数が少ないため、運営が困難な状況にある(平成8年)。

以上が主要な例である。(株座三例、村座一例の消滅理由は不明)事例数が少ない点、考慮を要するが一応、宮座の変化する直接的・間接的な要因は、大まかに(1)明治維新、(2)神社整理、(3)第一次・第二次世界大戦の諸政策(農地改革、民主化)、(4)高度経済成長下の農村の都市化・産業化(5)バブル景気とバブル崩壊そして不況、「[4.参照]」等以上五点と考える。ではこれらの要因がどのように宮座の変化と結びつき、変化が導かれたのであろうか。

(1) 明治維新の宮座にもたらした影響は、肥後氏の指摘⁴⁰⁾もあるように「一君萬民平等といふ方向に國民を導いたこの大變は、特権的存在たるを以てその本體とした宮座に對して根本的變革を与えずには置かなかつた。神社はこの時急激に氏神的性質を失ひ、産土神としての性格を顯著にして來た。」ここではもはや祭祀の独占が出来なくなり、株座が次々に村座へ移行、あるいは一挙に消滅に至つたのである。

(2) (先に神社の廃・統合の問題について触れたが)上記のような宮座の質的・形態的变化は、明治41年に全国的に実施された神社合祀により更に促進され、氏子が平等に祭祀を行なう村座に変化もしくは崩壊していった。

(3) 日本が第二次世界大戦に敗れ、アメリカ軍政支配の下で、民主主義の強制と伝統的なものの廃棄の政策が押し進められる中で、多数の宮座は急激に崩壊・消滅あるいは衰退へと導かれた。それは農地改革で神社の財産としていた田(宮田)を没収されたことにより、神社経営が困難となったためである。

(4) 高度成長下の農村の都市化・産業化は、主として生活圏の拡大、通勤農家の増大、むら意識の希薄化、むらの強制的弱体化、団地の進出による混住化の現象、およびそれをもたらす祭祀圏の拡大(外来者の祭祀参加の問題)、祭祀における饗応の賄費高騰の傾向等をもたらした。とりわけ調査地における都市化・産業化の波は、昭和34年の名神高速道路建設開始以降で、それに伴い湖南・湖東を中心とした工業化が急速に進行し、第一次産業は衰退し、第二次・第三次産業の発展をもたらした。祭祀・饗応は派手さをましていった。(5) 高度経済成長期以降、バブル期、低成長期、不況期と経済が下降線を辿る中、近年祭祀に関する変更をした地域や変更の予定のある地域が目立ってきた。(詳細は「4、頭屋制度の存続と弛緩」)

肥後調査と筆者の調査当時(1978~1980)と比較して現存する宮座は、その変化の多くが(3)・(4)に関するものであり、殊に(3)による変化は内的変化を顕著にしている。

めまぐるしい時代を経て存り続ける宮座の現代、そして近未来について考えてみよう。結論としては価値の転換を迫られている時期と思われることから、氏神と氏子のありかたが変わっていく過渡的時代を迎えており宮座が質的変容を強いられていると考える。昨今の日本経済は不況の直中にあり、現代は「豊かさ」から「心」の時代へといわれる。変化することが進歩・発展と捉えられていた時代から自然環境を破壊せず自然と共生する時代へと価値の転換を迫られている。人と自然とのかかわり方の基本的考え方、人間関係の捉え方、生活の捉え方など個人が主体的に生活の価値創りをする時代であると考え。その意味で宮座の構成単位が、氏神と頭屋といったむらに居住する「いえ」つまり集団の関係から氏神とむらに住む氏子(頭人)という個人の関係がより強まってくるのではないかと。従ってより村座へ、場合によ

ては単なる氏子集団へと変容するのではないか。

農業を営む以上、むらの中での生活は家やむらの秩序的価値の優先が要求され、かたや会社・工場等の勤めや取り引きの場では労働市場や商品市場への対応が求められ、市場の価値を優先する生活をする。このどちらか一方を優先させて暮らしていく時代というより、両者から新たな価値を産み出す時代なのではないか。その意味で宮座の維持のあり方、換言すればむらの運営のあり方が過渡的段階にきていると思われる（後述）。

4) 頭屋制度の存続と弛緩

宮座の存続の問題は村の存続の問題でもある。頭屋制度（禁忌）をゆるめる予定があるかどうかを問うた。

表 11 によれば、村座・株座含めて「ゆるめる予定がある」と答えた地域は 12 社で、「変更する予定はない」は 28 社、無回答 22 社、頭屋のない地域が 5 社であった。頭屋無しを除外した割合は、「予定がある」地域は 17.9% で、「予定がない」地域は 45.1%、無回答は 35.4% であった。無回答の割合が高いが、ゆるめる予定のない地域が半分近くあり、氏神に対する信仰心も厚く村落の結束も固く、意識的統一も強い。ただ、ゆるめる予定の地域も 2 割弱あり、今後さまざまな変化が現われてくると予想される。

次に村座で「ゆるめる予定がある」地域に対して「いつごろ」、「頭屋制度のどういう点をゆるめる予定ですか。」と問うた。「ゆるめる予定」の地

表 11 頭屋制度（禁忌）をゆるめる予定がありますか。（2次）

	ある	ない	N. A.	計
村座⇒株座	5	6	5	16
村座維持	6	20	16	42
株座維持	1	1		2
計 (%)	12(20.0)	27(45.0)	21(35.0)	60(100)

域は日野町（4 地域）竜王町・五個荘町（各 3 地域）八日市市（1 地域）であった。「変更の時期」が明らかになったのは 4 地域。変更事項を平成 7 年から実施の 2 地域と 9 年から実施の 1 地域が確認できたが、残り 9 地域は未記入であった。「ゆるめる予定がある」地域の抱える問題は大体次の 3 つである。1. 経済的問題の軽減ないし解消。2. 祭典に必要な経費と人の確保（賄係の増員）3. 頭屋の人数確保（少子化と婚期の遅れ、三世同居の家の減少により頭屋対象の家の減少）である。これらは村座・株座に共通の問題で、「時代に即応するようにゆるめたい。（八日市）」「伝統を守りながら簡素化したい。（五箇庄）」「社守を受けない旨申し出て勤めずともよい（安土）」「未加入家の入座勧誘を 2 年前から検討をしている（野洲）」その他「葬式行列（＝仏事）に対する忌を止めさせたい」の記入に明らかなように、各宮座ではある程度時代の波を意識しながら修正を加えつつ後世へ引き継いでいこうとしている。宮座という一つの祭祀組織を大字のメンバーが維持していくためには、数と質両方が必要で、絶えず過不足なく再生産され続けねばならない。その意味で村落共同体としての一定の秩序が保てるように再編成あるいは質的変更を迫られている。

変更の内容は、主に 1. 供え物や賄、祝儀の簡素化。神饌係の役員を置く、2. 頭屋の年齢の引き下げと人数を増やす（村の若者の高学歴化による他出のため人数不足）3. 禁忌をゆるめる 4. 頭屋務めの免除、5. 社守の服装を本人持ちから神社持ちへ、6. 永住希望の来住者の増加⇒混住化（旧住民よりも新住民＝団地住民の方が圧倒的に多い地域）の進展など、いずれもその根底には、「伝統を守りながら（継続）古風なところは（現代的）略式にして維持」という意識が働いている。そして近い将来、来住者と共に頭屋祭祀を行えたらという地域の意向がみられる。現在

株座で、将来頭屋制度をゆるめる予定の地域としては、前述の野洲町三上神社である。村落社会における祭祀を存続させるためには、時代の移り変わりに適切な対応が不可欠である。そうすることで、より生活に根差した信仰として存り続けられると思われる。

第二次世界大戦後には、多数の宮座が急激に崩壊していった。とりわけ高度経済成長期のハレの日（祭り）は多大な贈答や飲食の交換の派手さ（天井知らず）を競い合った。しかし近年の経済不況により、個人の負担の軽減、例えば直らいの飲食の簡素化、祭祀の簡素化や衣装を個人持ちから地域持ちとする等の項目を細かく決め、祭祀を継いでいくための工夫や改革が目立ってきた。関沢まゆみ氏は「ムラ内部の事情で自主的に変更されたものについてはまた何年か後に元のように戻るものの、法令など外部の力で変更されたものは全く形を変えた別のものになり、旧来ものは廃止される」⁴¹⁾と指摘する。筆者の郵送調査ではそうした経過は追えなかったが、内的要因による変更は確かに臨機応変である。近年の高齢者の増加が著しい地域では、終身であった長老に他の年齢階梯同様定年制を設け「長老卒業」とし、むら人としての役割を終わらせる。従って全ての老人が、年齢順に長老となれるように変更した。御輿かきの人数不足は、御輿を台車に乗せて対応し、少子化による子供の人数不足は、祭に参加する子供の年齢制限を事実上無視して対応せざるを得ない状況である。伝統的な祭祀が可能な状態となれば、以前の状態に復活することは容易であろう。ところが神社合祀のような外部からの強力な圧力による変更は旧来のかたちへ戻すことは無理である。

氏神は氏子にとって、かれら自身のアイデンティティの確立の印である。氏神を祀らなくなることは、根っこがなくなってしまうこと、アイデン

ティティの喪失である。宮座を維持し、守り続ける過程（決められた儀礼への参加）で繰り返し自身のアイデンティティの確認を行なう。そして宮座の構成員は、かれらの生活の変化に適合するように変更や改正をしながら保持していく。そうであれば地域の生活文化を次世代へと継いでいくことはできない。有賀喜左衛門氏の言を借りれば、「祭祀組織の変化は村の生活組織の変化と照応」⁴²⁾しており、この連なる動きをみていくことが重要である。1次調査から16年という時間がそこに流れているにもかかわらず、まさに脈々とむらのエートスが息づいている。

4 まとめと課題

両調査より郵送調査の限界を認めた上で、宮座という祭祀組織がむらに生き続けていることを確認した。調査地域や調査時点により宮座の維持継続のありようは一様ではないが、弱まりこそすれ、消え去るものではなく、潜在化したり、顕在化する中で存続するものと考えられる。その意味で宮座は連続の中にある。村落社会を変動させる要因は、その内的なもの、外的なもの、そして過去から現在へ、また未来へという大きな流れにある。ある時点では支配的であり、その社会の一つの特徴であったものが次の時点では衰退し、代わって別の要因が支配的となり、その社会の特徴となるものである。これらの内どれが先行要因となるかは断定できないが、多くの場合外部社会からの影響であろう。

さて本稿では二つの郵送調査の一部分を論じた。しかしここでは、全ての設問の集計から滋賀県中部地域・信楽町・野洲町に存する宮座の現況を把握する中で出てきた問題点も含めて今後の調査で明白にすべき点を以下に列挙してまとめとする。

①村座（元来）の問題。一般に株座から村座へ

という移行と考えられているが、湖東では村座⇒村座が大部分で、1次調査で確認された宮座は2次調査においても形態的には村座でありながら（維持・存続を確認）、内容的には株座的要素を幾つかもつものが多かった。しかし村座と比してその組織は柔軟である。村座の重要な一要素である家筋を廃し、村座化したものには、おとな衆や頭屋の人数（定員）のみ継承しているものが大部分である。村の大きさとおとな衆の定員の関係は共同体存続の問題でむらは絶えず一定の資格をもつ一定の人数を氏子中から補充し続け、むらの安定を保つのである。調査地に存続する宮座の一特徴と思われる。

②株座の存在は稀少であるが、山間部に現在もなお維持されている。2次調査では株座は2例、前回からの維持が確認できた。その内1例が村座化ないし村座への移行の過程にあり、現地調査を継続する必要がある。

③頭屋は両調査とも8割の地域に認められた。宮座にとって頭屋が重要で、氏神との関係は村落社会の結合を一層強固にし、氏神が村の統合の象徴的機能を果している（図5d. 参照）。

④頭屋を受け易くするための改正が行なわれているがその一般的内容は、経費の節減、神饌の簡素化、祭祀用の装束を神社に備え付けて貸し出す、若宿のかわりに公民館を使用する、頭屋免除希望の家は年頭のむらの惣寄合いの席で申し出て、むらの承認を得て直し料を納めるが、以前より申し出がし易くなりつつある、など頭屋の負担を軽減する地域も増加傾向にある。（2次に顕著）

⑤年齢階梯制は両調査を通じて確認できた。両調査とも若衆・中老・長老が完全には整っていない。1次では若衆と長老が多数、2次では若衆と中老の存在が確認された。長老の役割機能は、上昇するに従い重く、たいいてい終生勤める。株座には存在しない。

⑥2次調査では、高齢化が進み、おとな衆の資格を持つ人数も増え、最高議決機関としての役割機能はますます上に重くなっている。高齢者人口の増加により、おとなの資格をもつ者全員が一定期間役割を担えるよう、おとな衆に任期制を採用した地域もでてきた。

⑦慢性的な若者不足、若者の信仰心の希薄さをどの地域も悩んでいるが、祭は不断である。

⑧より一層農家の兼業化の進行や混住化の地域の拡大で、新住民と共に氏神祭祀をしていこう（可能なら何年か先には頭屋を受けてもらう）という地域がでてきており、今後の動向（特に村入り慣行等）を注目したい。

⑨少子化や晩婚化、他府県への転出の増加、同一町内へ分家を出さない家の増加の影響で、頭屋や祭礼役の資格をもつ者の減少により、惣寄合いで了承後、独身者や女性家庭へ頭屋を廻すように変更の地域がある。これまで宮座の単位をいえと捉え、頭屋の3つの基本的条件として氏子長男であること、世帯主であること、結婚していることと捉えてきたが、今日の女性の神事頭屋への参加は、村落社会全体が変化を余儀なくされている現れと思われる。より詳細な現地調査が必要である。

⑩滋賀県下での具体的な神社合祀の過程とそれによる村人の意識および宮座運営の変化を現地調査で明らかにしたい。

⑪都市化・産業化もしくは都市と村落の境界線の薄れつつある村落の生活面に着目し、その中で宮座の変化を村落構造との関連でみなければならぬ。

宮座を保持し守るため、さまざまな工夫をどの地域でも行っている。世代を重ね、受け継ぎ今に至った自然豊かなむら社会は、そこに自身のむらの秩序を維持しむら人皆の繁栄と幸福を願い、独自の文化を培ってきている。その最も核となるも

のが氏神信仰とその祭祀組織である。煩雑な日々の生活に追われ、むらの人間関係も弛緩しがちである。氏神祭祀はそうしたむら人の連帯意識を活性化させるひとつの契機となると思われる。そして氏神はむら人皆を暖かいまなざしで見守り、安らぎとエネルギーを与え続け、精神的支えとしての「こころのふるさと」である。

追記；最後に二度にわたる郵送調査、現地調査、再三のお電話、お手紙、資料の協力など御多忙にもかかわらず多くの方々にご援助を頂きましたことを心よりお礼申し上げます。

私の人生において再び学ぶ機会を与えて下さった上、二度目の郵送調査を是非ともするように、また病を押してお電話を下さり、今後の研究について多くのアドバイスを下さった、その四ヵ月後逝ってしまわれた松本通晴先生にこころより感謝の意を表します。松本先生御逝去の後、呆然とした状態から抜け出るまでとても長い時間を要しました。鯉坂先生の授業は、私自身をいろいろな面で立て直す時間となり、ひとつの区切りとしてこれをまとめることができました。長い時間待つて下さった鯉坂学先生に心よりお礼申し上げます。初めての滋賀県宮座調査から20年。故山岡栄市先生と一緒に伺った北桜の後藤藤清太郎さんもこの夏御逝去された。幾度か御邪魔させて頂いた懐かしいお宅で、昨夏むらの話を伺ったのが最後となりました。記してご冥福を祈るとともに深謝致します。

<註>

- 1) 中山太郎 1977 p.216.
- 2) 肥後和男 1948 p.16.
- 3) 肥後和男 1948 p. 36.
- 4) 肥後和男 前掲書 1951 p. 24。つまり肥後和男氏のいう〈株座〉と〈村座〉を示す。
- 5) 和歌森太郎 1971「宮座の解消過程—奥能登の頭屋制を中心として—」『歴史研究と民俗学』弘文堂、p. 292 および注(1)肥後和男著『宮座の研究』に従えば「株座」から「村座」への移行ということである。しかし「村座」という概念は「座」というものにすでに或る限界をもった特権団体としての本質を認める限り奇異である。村人一般に開

放されてどの家にも均等に祭祀権が当り得る限り、それはもはや「座」というには値いしない…しかし肥後氏の場合は、「座」には神事につらなる座という意義が重く考えられている…「村座」までも学術語としての「宮座」の概念に含めるべきか否か甚だ問題であろう。…宮座というのは、歴史的にも経済的にも、政治的にも、その村のうちで抜群の有力者の一群が主になって自治的に神事の権利義務をもつようなくみに関してよぶのであって…一般的な頭屋制の成立条件の方が…宮座制の経過の有無に関せず現われたことだろう。

- 6) 肥後和男 1951 p. 24, p. 44.
- 7) 肥後和男 1948 p. 19。〈株座〉とは、その座に加入し参加し得る資格が、古来一定の家筋に属するものに限らるところである。即かかる家筋に生れたものでなければ座人・座衆たる資格を獲得し得ないのである。従ってそれは極めて階級的な性格を有するものである。
- 8) 肥後和男 1948 p. 19。〈村座〉とは、その氏子たる以上何人もかかる座に出席し得るところのものである。それは氏子としての平等性を強調するものであって、敢て家格の如何を問はず之に参加することを許すのである。
- 9) 松本通晴 1990 p. 178~p. 179。
坪井洋文 1961 p. 148~p. 152.
- 10) 肥後和男 前掲書 1948 p. 35~p. 46 および p. 445~p. 446.
- 11) 原田敏明 1965 p. 26.
- 12) 肥後和男 前掲書 1948 p. 78~p. 79 および鈴木栄太郎 1973 p. 297~p. 302.
- 13) 千葉正士 1970 p. 31~p. 55.
- 14) 森岡清美 1952 p. 114.
- 15) 池田 昭 1958、1962、1963、1964、1965。
- 16) 花島政三郎 1967、1962、1964。
- 17) 松本通晴 1990。
- 18) 高橋統一 1969、1970、1971、1972、1976、1978、1979。
- 19) 社会伝承研究会 1974。
- 20) 船橋和夫 1998 p. 1~p. 33。
- 21) 次頁表参照。
- 22) 玉里恵美子 1992 五個荘町を調査し、専業農家1戸以外全てが2種兼業で、従来互助機能組織=親族組織であったが、現在はその機能も縮小傾向にあると指摘し、今日的な互助関係すなわち農作業の受委託あるいは農地の貸借関係の問題はどうか。どの家と関係〈貸つけ農家、借り入れ農家〉を結ぶかを考察している。

註21 表 滋賀県と調査地（中部地域と信楽、野洲）

区 分	滋賀県	中部地域	対滋賀県比	信楽町	対県比	野洲町	対県比	
面積 (km ²)	4,017.36	579.34	14.4	164.34	4.0	40.51	1.0	H. 6 国土地理院
人口 (人)	1,289,848	214,187	16.6	14,905	1.1	34,392	2.6	H. 7 国勢調査
世帯数 (世帯)	396,220	63,195	15.9	4,447	1.1	10,429	2.6	〃
農家数 (戸)	54,346	11,591	21.3	792	1.4	1,096	2.0	H. 7 農業センサス
専業	3,148	587	18.6	—	—	—	—	〃
兼業	51,198	11,004	21.5	—	—	—	—	〃
農業が主	3,536	776	21.9	—	—	—	—	〃
農業が従	47,662	10,228	21.5	—	—	—	—	〃
農家人口 (人)	257,045	55,510	21.6	3,687	1.4	5,351	2.0	〃

- 23) 広岡博之 1994 p. 102。
- 24) 千葉紀子、1993 p. 43～p. 53。特に p. 44 図 1、2 参照。
- 25) 広岡博之 1994 p. 102。
- 26) 松本通晴 1990 p. 162～p. 163。
- 27) 広岡博之 1994 p. 108～p. 109。農家数の推移を線形対数回帰モデルにあてはめ、西暦 2000 年の市町村別農家数を予測して「1990 年から 2000 年まで 6,000 戸の農家が離農する」という。
- 28) 蓮見音彦 1990 p. 146～p. 148。
- 29) 蓮見音彦 1990 p. 147。専業農家成立境界線という。
- 30) 松本通晴 1990 p. 168。1960 年と 85 年の間の 6 回のセンサスを資料としている。
- 31) 蓮見音彦 1990 p. 147。「経営規模の小さい層では戸数の減少が、大きい層では増加がみられ、離農するものをも含めて、中以下の層が分解して、上昇するものと離農するものという両極分解的な傾向を生じている。」
- 32) 滋賀県総務部総務課 1993 p. 2～p. 11。
- 33) 肥後前掲書、1938 p. 5～p. 75。宮座の分布。
- 34) 萩原龍夫 1963 p. 734。神社・神職分布表。
- 35) 米地 実 1977 p. 311～p. 485 参照。
森岡清美 1969。
- 36) 滋賀県神社庁 1975
- 37) 徳川真理子 1978 p. 41～p. 45。
- 38) 花島政三郎 1965 p. 41、p. 12。「一株座から村座へという不可逆的な史的展開を遂げるものでなく、むしろ両者は、村落構造を規定する諸要因の変化に伴って相互転換しうるものとみべきである。そうすることによって村落の史的展開に即応したより精緻な宮座論が打ち出される」
- 39) 高橋統一 1978 p. 48～p. 269。および徳川 1978 参照。
- 40) 肥後、前掲、1970 p. 580～p. 582。
- 41) 関沢まゆみ 1990 p. 99～p. 103。
- 42) 有賀喜左衛門 1972 p. 195。

参 考

NHK 放送文化研究所による全国県民意識調査の結果が 1997 年 1 月 9 日付け京都新聞朝刊に発表された。質問内容は、生活意識や社会・政治意識など全国共通の 90 問に、各都道府県で独自の質問約 10 問を設定して、18 年ぶりに 1996 年 6～7 月に、各府県の 16 歳以上の 900 人 (75 地点ごとに 12 人) 合計 42300 人を対象に個人面接法で行なわれたものである。調査有効率は京都府 66.1% 滋賀県 73.1% である。この滋賀県の調査結果より、住民の生活意識では、「昔からあるしきたりは尊重すべき」という考えを支持する人は、全国最低の 45.7% で、否定的な傾向が特徴であった。また「宗教感情」では、「何かこころのよりどころになるものが欲しい」と答えた人が 64.1% にのほり鳥取県に次いで二番目で顕著な特徴があらわれた。「信仰する宗教」は浄土宗、浄土真宗系 (26.7%) が多く、他府県に比べ「信仰心の厚い県」という風土の特性を示した。

参考文献

- 有賀喜左衛門 1972『有賀喜左衛門著作集 V 村の生活組織』未来社。
- 赤田光男・香月洋一郎・小松和彦・野本寛一・福田アジオ編 1997『社会の民俗』雄山閣。

- 千葉紀子 1993「伊野部農業の変化過程—農作業の聞き取り調査から」『龍谷大学地域総合研究』。
- 銅鐸博物館（野洲町立民俗資料館）1998年『国宝 大笹原神社の歴史と美術』。
- 福武直編 1972『農村社会と農民意識』有斐閣。
- 福田アジオ 1997『番と衆 日本社会の東と西』吉川弘文館
- 舟橋和夫 1998「自然・社会環境の変化と人びとの生活」口羽益生編 1998『近江商人の里・五個荘 その伝統と現代』行路社。
- 五来 重・桜井徳太郎・大島建彦・宮田 登編 1980『講座日本の民俗宗教 5 民俗宗教と社会』弘文堂。
- 花鳥政三郎 1967「水没による部落の解体・再編成と宮座—滋賀県永源寺町愛知川ダム建設の場合—」『国学院大学日本文化研究所紀要』第20号。
- 花鳥政三郎 1962「九居瀬の宮座」、1964「部落の統合と宮座」『社会と伝承』。
- 蓮見音彦 1990『苦悩する農村』有信堂高文社。
- 萩原龍夫 1963『中世祭祀組織の研究』吉川弘文館。
- 原田敏明 1965「座の封鎖性」『社会と伝承』第九巻第一号所収。
- 原田敏明 1976『村祭と座』中央公論社。
- 肥後和男 1938『近江に於ける宮座の研究』臨川書店。
- 肥後和男 1970『宮座の研究』弘文堂。
- 日野祭調査委員会編集 1977『近江日野祭』日野町教育委員会発行。
- 広岡博之 1994「滋賀県における最近20年間の都市化と農村変容に関する予備的分析」『龍谷大学地域総合研究』。
- 堀越久甫 1979『村の中で村を考える』日本放送出版協会。
- 池田 昭 1958「株座の解体過程」。
- 池田 昭 1962「宮座と村落構造」。
- 池田 昭 1963「宮座の変貌過程（奈良県橿原市木原）」。
- 池田 昭 1964「宮座の変貌過程（奈良県桜井市箸中 旧磯城郡織田村）」。
- 池田 昭 1965「宮座の変貌過程—村落構造との関連—滋賀県野洲町守山勝部—」。
- 池田 昭 1965「宮座の変貌過程—村落構造との関連—滋賀県甲賀郡信楽町宮尻—」『社会と伝承』社会と伝承研究会。
- 池田 昭 1960「宮座論の問題点」『神道宗教』第22号 神道宗教学会編。
- 石井研士 1998『戦後の社会変動と神社神道』大明堂。
- 石井研士 1997『データブック現代日本人の宗教 戦後50年の宗教意識と宗教行動』新曜社。
- 磯部 裕 1998「村規約と暮らし」口羽益生編『近江商人の里・五個荘 その伝統と現代』行路社。
- 岩井宏實 1987『地域社会の民俗学的研究』法政大学出版局。
- 岩田勘三郎編 多羅尾郷土史研究会 1988『多羅尾の宮座と祭事 附太鼓踊歌拍子』ぎょうせい。
- 菅野 正 1992『農民支配の社会学』恒星社厚生閣。
- 川本 彰 1982『日本人と集団主義 土地と血』玉川大学出版部。
- 口羽益生・古賀和則 1998「五個荘町域村落のエコロジー、人口、家族、社会組織、宗教—五個荘町域村落の伝統と現代—」口羽益生編『近江商人の里・五個荘 その伝統と現代』行路社。
- 宮畑巳年生 1988年『近江の祭と民俗』ナカニシヤ出版。
- 松平 誠 1983『祭の文化 都市がつくる生活文化のかたち』有斐閣選書。
- 松本通晴 1990『農村変動の研究』ミネルヴァ書房。
- 森岡清美 1954「村落の階級構造と宮座」『社会科学論集1』東京教育大学社会科学学会。
- 森岡清美 花鳥政三郎 1968「近郊化による神社信仰の変貌」『国学院大学日本文化研究所紀要』第20巻。
- 森岡清美 1969「明治末期における集落神社の整理（二）—その全国的経緯—」『社会科学論集』第16号所収 東京教育大学文学部
- 中山太郎 1977『日本民俗学1』（復刻版）「宮座の研究」所収（1924、社会学雑誌 第6号）大和書房。
- NHK 放送文化研究所・編 1997『現代の県民気質—全国県民意識調査—』NHK 出版。
- 野口省吾 1969「村落における宗教生活の諸相」ソシオロジ第15巻第1号
- 野口省吾 1974「大和高山の宮座(1)—奈良県生駒市高山町—」ソシオロジ第18巻第3号。
- 野口省吾 1974「大和高山の宮座(2)—奈良県生駒市高山町—」ソシオロジ第19巻第1号。

- 野口 隆 1972『一般社会学の諸問題』関書院新社
- 龍谷大学社会学部社会学科 1995『湖東コミュニティの地域的特性と生活意識』。
- 関沢まゆみ 1990「寄合における長老の意義－近江・三津屋の事例を通じて－」『日本民俗学会』188 日本民俗学会所収。
- 社会伝承研究会 1976、1977『近江村落社会の研究』第1号、第2号。
- 社会伝承研究会 1974『宮座の構造と村落－社会伝承研究3－』。
- 滋賀県神社庁 1975『滋賀県神社関係者名簿』。
- 滋賀県立甲賀高等学校編 1957『信楽町史』信楽町役場発行。
- 滋賀県教育委員会文化財保護課編集 1995『滋賀県の祭礼行事 滋賀県の祭礼行事実態調査報告書』。『滋賀県史』。
- 滋賀県統計協会支部 1994年「数字でみる中部 No. 11 1994年3月」滋賀中部地域行政事務組合刊。
- 滋賀県統計協会支部 1996年「数字でみる中部 No. 12 1996年3月」滋賀中部地域行政事務組合刊。
- 滋賀のしおり 1996。
- 滋賀県総務部総務課 1993『滋賀県宗教学人名簿』。
- 志水宏行 1975「村落社会における宗教意識の変容－兵庫県養父郡大屋町の場合－」『大谷学報』第55巻第1号所収。
- 菅沼晃次郎 1981『滋賀県選択無形民俗文化財八日市市有形文化財指定調査報告書 西市辺の宮座行司薬師堂裸おどり』西市辺宮座講 八日市市市辺町。
- 住谷一彦 1975「『宮座』論ノート」『社会と伝承』社会と伝承研究会。
- 鈴木栄太郎 1973『鈴木栄太郎著作集Ⅰ 日本農村社会学原理(上)』未来社。
- 鈴木栄太郎 1974『鈴木栄太郎Ⅱ 日本農村社会学原理(下)』未来社。
- 高橋明善、蓮見音彦、山本英治 1992『農村社会の変貌と農民意識－30年間の変動分析』東京大学出版会。
- 高橋統一 1957「宮座の構造－村落構造との関連から－」『社会人類学』。
- 高橋統一 1969「滋賀県の宮座の現況－社会人類学的予備調査－」。
- 高橋統一 1970「宮座の社会人類学的調査Ⅰ」。
- 高橋統一 1971「Ⅱ」、1972「Ⅲ」、1976「Ⅳ」、1979「Ⅴ」『東洋大学アジア・アフリカ文化研究年報』東洋大学アジア・アフリカ文化研究所。
- 高橋統一 1978『宮座の構造と変化－祭祀長老制の社会人類学的研究』未来社
- 高橋統一 1978「社会人類学からみた宮座」『湖国と文化』第3号 滋賀県文化体育振興事業団。
- 高橋統一 1972「宮座制覚書」『民族学から見た日本 岡正雄教授古稀記念論文集』河出書房新社。
- 高牧 実 1986『宮座と村落の史的研究』吉川弘文館。
- 玉里恵美子 1992「兼業深化地域における農地貸借関係－滋賀県五箇荘町伊野辺の事例－」『研究通信』No. 170 村落社会研究会。
- 坪井洋文 1961「みやざ 宮座」『国学院大学日本文化研究所紀要』第8号。
- 徳川眞理子 1978「宮座の研究(1)」『佛大社会学』第3号。
- 鳥越皓之 1993『家と村の社会学 増補版』世界思想社。
- 東条 寛 1991「御上神社の祭祀組織についての一考察－ずいき祭りと春祭りの関係を通して－」『座－それぞれの民俗学的視点』人文書院。
- 塚本哲人〔編者〕1992『現代農村における「いえ」と「むら」』未来社。
- 和歌森太郎 1971「宮座の解消過程－奥能登の頭屋制を中心として－」『歴史研究と民俗学』弘文堂。
- 野洲町 1994年『野洲町統計書』。
- 野洲町立歴史民俗資料館編 1991『野洲の年中行事』。
- 野洲町立歴史民俗資料館 1996『近江の古社 御上神社の歴史と美術』。『野洲郡史』。
- 八日市市最上踊り保存会発行『滋賀県選択無形文化財調査報告書 大森神社宮座行事と最上踊り』。
- 米地 実 1977『村落祭祀と国家統制』御茶の水書房。
- 米山俊直 1983『日本のむらの百年』日本放送出版協会。
- 柳田国男 1975『日本の祭』旺文社文庫。
- 柳田国男編 1978『日本人』毎日新聞社。